

平成30年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成30年11月28日～29日

場 所 第2委員会室

平成30年11月28日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例

○議案第16号 当せん金付証票の発売について

○議案第22号 平成30年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第27号 職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例

○議案第29号 知事等の給与及び旅費に関する
条例等の一部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○請願第28号 「消費税増税を中止して5%に
戻し、生活費非課税・応能負担
の税制を求める意見書」を国に
提出することを求める請願

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・県総合計画長期ビジョンの素案について
- ・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に
係る実施方針の平成29年度の実績等について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の平成30年度中間
決算等について
- ・宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子(案)
について
- ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭実施
計画の策定状況について
- ・2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備につ
いて

- ・今後の行財政改革の取組について
- ・「内部統制」制度について
- ・宮崎県東京ビルのあり方について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例について(議案第4号
関連)

出席委員(8人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	井 本 英 雄
委 員	右 松 隆 央
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	武 田 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	松 浦 直 康
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	鶴 田 安 彦
総 合 政 策 課 長	重黒木 清
部 参 事 兼 秘 書 広 報 課 長	横 山 浩 文
広 報 戦 略 室 長	渡久山 武 志
統 計 調 査 課 長	長 倉 健 一
総 合 交 通 課 長	小 倉 佳 彦
中山間・地域政策課長	日 高 正 勝
産 業 政 策 課 長	米 良 勝 也
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	小 川 雅 彦

交通・地域安全対策監
みやざき文化振興課長
記紀編さん記念事業
推進室長
人権同和対策課長
情報政策課長
国体準備課長

最上川 周一
川口 泰夫
坂元 修一
磯崎 史郎
斎藤 孝二
岩切 喜郎

総務課長 佐野 由藏
職員課長 原 拓実

監査事務局

監査第一課長 和田 括伸
監査第二課長 松原 哲也

総務部

総務部長
危機管理統括監
総務部次長
(総務・市町村担当)
総務部次長
(財務担当)
危機管理局長
兼危機管理課長
部参事兼総務課長
人事課長
行政改革推進室長
財政課長
財産総合管理課長
防災拠点庁舎整備室長
税務課長
市町村課長
総務事務センター課長
消防保安課長

畑山 栄介
田中 保通
吉村 久人
大西 祐二
高林 宏一
丸田 勉
河野 譲二
田村 伸夫
吉村 達也
横山 直樹
楠田 孝藏
棧 亮介
日高 幹夫
佐藤 領子
室屋 利春

議会事務局

事務局長 片寄 元道
事務局次長 上山 伸二
総務課長 谷口 浩太郎
議事課長 齊藤 安彦
政策調査課長 日高 民子

事務局職員出席者

議事課主査 弓削 知宏
総務課主事 浜砂 貴裕

会計管理局

会計管理者
会計管理局次長
会計課長
物品管理調達課長

福嶋 幸徳
大田原 節郎
福嶋 正一
川上 清

人事委員会事務局

事務局長

原田 幸二

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第27号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に資料を配付しておりますのが、回答でございます。参考にお配りしておりますので、御参照ください。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部長の日隈でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

座って概要説明をいたします。

お手元の委員会資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

まず、予算議案でございますが、議案第1号及び議案第22号、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

右側の資料の1ページをごらんください。議案第22号についてであります。総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で1,069万2,000円の増額であります。これは議案第27号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等による増額であります。

補正後の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、134億7,237万8,000円となります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号関係についてであります。1の繰越明許費補正の追加であります。これは国体準備課所管の県有体育施設整備事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、2の債務負担行為補正の追加ですが、これは同じく県有体育施設整備事業の陸上競技場設計につきまして、債務負担の設定をお願いするものであります。

次に、もう一度目次にお戻りください。2のその他報告事項でございますが、こちらに記載のとおり、本日6件の報告がございます。詳細につきましては、後ほど担当課長からそれぞれ御説明いたします。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○重黒木総合政策課長 委員会資料の3ページをお開きください。

それではまず私のほうから、議案第22号につきまして、御説明させていただきます。

人件費の関係でございますので、私のほうから一括して説明をさせていただきます。

総合政策部の11月補正歳出一覧ということで、表を掲げておりますけれども、表の中ほどの11月補正額、議案第22号のところをごらんください。

給与改定に伴います補正となっております。表の一番下、総合政策部の合計の欄でございますけれども、部全体で1,069万2,000円の増額をお願いしているところでございます。

給与改定の詳細につきましては、後ほど総務部のほうから説明があると思っておりますけれども、今回の改定は人事委員会勧告に基づくものでございまして、給料等の月例給の0.15%の引き上げ、それから特別給であります勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げること等に伴う増額でございます。

この結果、補正後の総合政策部の人件費の総額ですけれども、表の一番下の一番右でございます。ここにあります19億4,508万7,000円となります。

説明は以上でございます。

○岩切国体準備課長 国体準備課の繰越明許費及び債務負担行為について、総務政策常任委員

会資料で御説明をいたします。

まず、資料の2ページをごらんください。平成30年11月定例県議会提出議案第1号として、県有体育施設整備事業について、繰越明許費として、1億4,000万円を、また債務負担行為といたしまして、本年度から平成32年度までの設定をお願いするものであります。

債務負担行為の限度額は2億2,000万円でございます。

資料の4ページをお開きください。上段の1、対象事業をごらんください。まず、繰越明許費につきましては、この図の破線で囲んでおります陸上競技場の造成実施設計とプールの地形測量、地質調査について繰り越しをお願いするものであります。

陸上競技場の造成実施設計につきましては、関係機関との調整に日時を要し、整備基本計画の策定等におくれが生じたことから、事業の年度内完成が困難となったものであります。

また、プールの地形測量及び地質調査につきましては、整備地の選定を含めた調整、整理に日時を要しましたことから、事業の年度内完成が困難になったものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、図の太い実線で囲んでおります陸上競技場等基本・実施設計について、本年度から平成32年度までの設定をお願いするものであります。

陸上競技場の設計におきましては、技術的かつ専門的な観点からのさまざまな検討・調整が必要となりますことから、事業の履行期間が3カ年にまたがることとなることによるものであります。

なお、この陸上競技場の設計につきましては、公募型プロポーザル方式による業者選定を予定しており、今年度内には設計業者を決定する予

定としております。

下の2に示しておりますのは、現時点での想定に基づく施設整備のスケジュール案でございます。

8年後の国体開催に向けまして、全力で必要な取り組みを行ってまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 陸上競技協会とラグビー協会からいろいろ要望が出ておるといことでありますが、県に都城市が協力するという前提があつて、場所が山之口になったんだらうと思うのですが、都城市が陸上競技場の建設に対して、どれだけの支援を約束しておるのは、我々には明確に何も無いわけです。

この場所を決めるにおいて、津波対策とか利便性とか、いろいろ考えた上でだけれども、少なくとも都城市がこれだけ支援をしますというのが、前提であるから、私はここに決まったこともあると思う。そのことをまだ明示せずに、いろいろなスケジュールが進むことは、県民に対しての説明責任がまだ果たされておらんのではないかという気もするわけです。

だから、都城市がどういう約束で支援するというに決まったのかをやはり明示しながら、こういう説明をしないと。都城市の支援が全然目に見えてこないわけだけれど、そのあたりはどうなっているわけですか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 都城市との協議を進めてきているところでございまして、今、ほぼほぼ詰めができています状況でございますが、御説明していくタイミングを都城市と諮りながらしていこうという状況にはなつてきております。

内容といたしまして、まだ具体的なところを申し上げる段階ではないですけれども、一定程度の国の補助金、交付金を使おうというふうにしていく場合には、公園そのものが都城市の公園になりますので、一定程度都城市のほうにも、施工という形で御参加いただく必要がありますので、そういった役割分担を、今進めているところでございます。そういうふうに都城市としても一定程度の負担という形で今進めているのが、整備についての考え方でございます。

それから、基本的にはその整備の内容というか、役割分担に応じた形で、先々の維持費等についても、そこをベースにしながら考えていこうというふうになっております。それと、競技団体から、いろいろ御意見がありますので、そういったところへの支援のあり方については、現時点で細かなところまでは詰めておりませんが、どうしてもそういったところの形が必要ではないだろうかとの考え方で一致はしているところでございます。

そういったところを今は詰めており、本当に最終段階になっておりますので、そこが整い次第、御報告をさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 少なくとも、どういうところまでの支援、協力ができるという基本的なものが全然見えてこないのに、詰めておりますと言うから、わからんわけです。

体育施設はかなり金額がかかるし、都城市がこれだけ支援するから、山之口が適当と決めたというものをみんながわかって、我々も説得しないと。どこがいいかと県民投票したら、それこそ木花のほうが多いということは間違いないですよ。

だけれど、都城市がこれだけ支援もするとい

うことだし、あのグラウンドだけではなく、道路とか地域の整備も含めて、都城市は考えているから、県としては、山之口が適地だという結論に達した中で、我々は県民に、議員として説明しないといけないけれど、全然それが見えない。何で決まったかという理由を、我々は説明できないわけだから。

県の財政も厳しいから、都城市の支援、協力を得れば、県の負担も軽くなるし、県内に2つあったほうがいいことと、地域の均等な発展のためにも必要だという説得材料が欲しいわけです。

ところが、言葉としてはわかるけれど、その説得材料が、目に見えないものだから、最初に都城市とどういう役割というか、確約的なものがあつたのかを明示してほしいというのが、私の。都城市に反対しているわけではない。そういうものを早く出してほしい。もうどんどん進みよるわけだから。できるだけ早くそれを明示する中で、進めていかないといかん。

それを今進めますと言うけれど、どういう詰め段階で、どこまで、どういうものまでは都城市が協力するというのは全然見えない。それを言ってほしいということを行っているわけです。どうですか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 金額につきましては、都城市とのタイミングの関係がありますので、今、ここで申し上げるのは難しいですけれども、内容についてはほぼほぼ詰めができてきておりますので、できるだけ早くそこはお示しできるようにしていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 造成だけで40億円かかりますとかいうでしょう。だから造成とかにどこまで都城市が協力することになっておりますとか、そう

いうものが出てこんのかということ。

本当は40億円といったら、福井の陸上競技場ができるような金ですよ。ここはフラットにするだけで40億円で、建設費はまた別なわけだから。そういうことを考えた場合に、物すごく山之口では工事費がかかる。利用するのは県民で、我々ではないわけだ。県民の理解を得るためにも、我々も県民を説得して、理解を求めたいと思うけれども、求める材料がないわけ。

だから、都城市がこれだけ協力するから、山之口に決めましたということを出して。私も、これは御理解くださいと、あなたと同じ気持ちで言いたいけれど、言える材料がないわけだ。

国体をやることはもう決まっているわけだから、早くそれを明示しながら、この基本設計から造成、実施設計と段階的に入ってほしいなという思いがあるので。その話がなかなか詰まらないということは。今度でも、陸上競技協会とかラグビー協会が今さら異議を申し立てるのはおかしいわけでしょう。

本当はそういうことも説得した上でやらないと。知事は対話と協働と言うが、対話を今までしてきていないから、このような状態じゃないかと。対話して、陸上競技協会も何も文句、意見も言いません、協力しますという段階で、提案してもらえば何も異議はないわけだ。

そういう人たちを説得するためにも、早くいろいろなことをはっきりした上で、みんなの理解を得ることが、これを進める上においても必要なことではないかと、私は思っているわけです。

それはいつごろまでに出来ますか。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 都城市との話の中で、内容によっては、来年度の予

算も視野に入れた形になっていくものもございまして、少なくとも、それを発表していくまでには、明示していくことになると思っておりますが、委員がおっしゃいましたように、我々としてはできるだけ早くお示しできるような形で、進めてまいりたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 これは、延岡の体育館でも同じことです。延岡のそういういろいろな支援とかも、我々にははっきり見えてこないわけなんです。だから、そういうものは基本的なこと——こういう条件で延岡に決めた、延岡もこれだけ支援する、というものがあれば、皆さん、なるほどと思うけれど、そういう目に見えたものがないまま、どんどん進むことでいいのか。また、本当は各種団体が、今でも異議を申し立てる状態があつてはいかんわけです。

だから、そこ辺を含めた場合には、早くそういうものが出てこない、最後のでき上がるまで異議を申し立てられては、県の立場もないわけですから。そういう意味では、形として、ものが見えてきて、そして県の立場、都城市の立場の相互理解の上でこうなりましたと。

これにはいろいろ課題もあるわけですよ、スマートインターだけでいいのかとか、いろいろインフラの問題も含めて。そういうものも解決して、こういうことでできますというような将来ビジョンが明確になる段階を追っていかないと。将来のビジョンが全然見えないままで、造成、基本設計、実施設計とかと言っても、我々としてはどう理解していいかわからないわけ。

だから、できるだけ早く——年度という遅いわけだから、今年中にはそれを明示できますか。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 年内

かどうかは、ちょっと難しい部分があるかもしれませんが、年度内ということであれば、少なくともそういう形で動いていくことになりますので、やっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 我々もそういうものが出てこない、将来的な、予算的なものもそれでいいのかということが全然言えないわけです。これに反対しているわけじゃない、そういうものをできるだけ早く出した上で審議していくのが筋ではありませんかというのが基本的な考え方であります。それがわかれば、できるだけ年内、場合によっては、当然2月議会よりも以前に出ないと予算的なこともあるわけだから、それをやっていただかないといけない。そして各種団体に真摯に対応すると言うけれど、知事は陸上団体の皆さん方と、今度初めて会ったのですか、今まで何回か会っておるわけですか。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 要望に来られたときには、当然対話はしておりますけれども、あとはいろんな会合の中で会っているということなのですが、この問題をテーマとして、我々としては接触しているのですけれども、知事そのものがということではありません。

○緒嶋委員 知事が一番今、自分が先頭に立って対話していかないと。執行部の皆さん方に任せて、対話と協働というのはおかしなことなので、最初から知事の積極的な姿勢の中で、理解を得ておくのが一番基本でないといかんと思う。

こういうことで、都城市に決めますということでも、そこを利用するのは陸上競技団体とかラグビー協会とかだから、その人たちの理解も得ないままに、これが進むこと自体がおかしなこと、やはり知事を先頭にもっと熱意を持って取り組まなければ今後の進捗もなかなか問題

じゃないかなという気がしてならない。知事を先頭にといつも言われるけれど、知事が先頭にまだ立っていないと私は思うので、その辺も総合政策部として、どう対応していくかを真剣に考えていただかないと、あなたたちだけが苦労することになる。そこ辺も十分考えてほしいということを要望しておきたいと思っております。それが基本だと思います。

○松村委員長 体育施設に関連してありますか。

○右松委員 緒嶋委員の話のとおりです。当初の構想段階では、都城市と宮崎市の協力支援体制に差があったというふうに私も伺っております。

その中で、その後いきさつがあって、山之口のほうに決まったということも、私個人としては受け入れておりますけれども、ただ、私が伺いたいのは、やはり私も同様に、特に宮崎市選出の議員として、県民の理解をどうやって得ていくか、非常に苦慮しているところであります。

そういった中で、スポーツランドみやぎきの核として、木花の総合運動公園が牽引してきたことは事実でありますので、今後どういうふうな形で、木花の総合運動公園を生かしていくのか。

その中で、私が非常に気になるのは、河野知事が、議会答弁も含めて、たびたび山之口に新陸上競技場を建設しますと、それに合わせて木花の総合運動公園も整備をしていきますと言われております。

その整備がどういう中身を指しているのか、今回上がってきている津波避難に関する事なのか、あるいは老朽化している施設整備のことなのか、その辺をどのように理解していいものか。知事は、具体的に木花の整備内容については、答えておりませんが、この問題が出

てきたときに、木花もしっかり対応していきます、対処していきますと言われていいますので、その中身が何なのかをちょっと現段階でわかる範囲でお答えしてもらえるとありがたいと思います。

○日隈総合政策部長 右松委員がおっしゃるとおり、知事が答弁いたしましたその木花の運動公園の今後のあり方について、まず2月に国のほうから示されました南海トラフ地震の発生等の確率が引き上げられたところでございます。今後30年以内に発生する確率が70%だったのが、70から80%という数字も示されたところで、この木花の総合運動公園については、まず発生したときに、とにかくそこを利用されている方の緊急避難施設をまず設けましょうということで。これは県土整備部のほうから、商工建設常任委員会に報告しておりますとおり、皆さんが避難できるようなものをまず確保していきましょうということで、既に発表しているとおりでございます。

そして、国体に向けて、各競技団体とも協議して、木花の総合運動公園の必要な部分については、これからもう少し詰めていって、どこをどうするというのをやっていくわけなんですけれども、一定の補修等は出てこようかと思っております。

具体的にどこをどうするというのは、まだこれから作業を進めていくわけですけれども、少なくともこの木花総合運動公園については、今後とも利活用していく、ただ、津波発生時の対応として、大規模なものを入れていく。

あと、必要なところについては、維持・補修を施していこうということで、並行して検討を進めて、間に合うように対応していきたいと考えております。

○右松委員 事前に私もこちらの要望書に目を通させていただきました。この中に、いろいろ具体的に書いてありますけれど、今後、30年あるいは50年先も見据えて山之口をしっかりと、利活用していかないと。後々大きな問題として、歴史的に振り返ることがないようにしなければいけないなと思っています。

ここに書いてますとおり、大会利用者の会場までのアクセスの問題とか、それからスタッフ、競技員、審判も含めて大事であります。そういった連携———宿舎の確保とか、こういった課題についてもずっと我々も申し上げてきたところでもありますので、しっかりと説得力を持つようなお答えを競技団体のほうにしていく必要があるのかなと思っています。

津波の避難にしても、新しい施設、スタジアムの上層部にそういった避難的な場所を確保していくというふうなこともいろいろ言われておりましたので、そういったことも含めて、相当にきちんとした対応をしていかないと。我々はもちろん同じように責任を果たしていかなければいけませんけれども、県の立場として、後々禍根にならないように、しっかりと丁寧に対処していく必要があるのかなと思っています。これは強くお願いをしたい。

我々を説得できなければ、県民はまず説得できないと思いますので、これから先の利活用の問題も含めて、造成費用にも40億など整備に相当なお金をかけて、今後またさまざまな整備費用もかかってきますので、しっかりそれに耐え得る説明を果たしていく必要があるのかなと思っています。これはお願いしておきます。

○前屋敷委員 この場所の選定についてなんですけれど、今、債務負担行為の提案があったり、予算がだんだんつけられる状況になって、設

計の段階にも入ろうかというところにきてますが、会場の設定に問題があったという話が今出てきています。この委員会でもいろいろ報告されていたので、私個人としては、関係の皆さんとの話も整い、皆さんの合意も得られて、山之口に設定されたと理解をしていました。それから移す要因としては、地元の要望もあり、協力体制も得られるということで、議会でもたびたび知事が答弁されておりますけれども、南海トラフの問題であったり、そういうことを理由とされているのですが、きのう知事に陸上競技協会の皆さん方が申し入れをされたと、一度もその場所設定についての相談をしたことがないという話を聞いて、本当なのかなと疑ったところでした。

実際これまで木花の運動公園もずっといろんな大きな大会も含めて、利用してこられた競技団体の皆さん方が、会場設定についての協議の場になかったことが、果たして本当だったのだろうか。

もしそれが本当だとしたら、そこから大きな問題が派生してくるのは当然だなというふうに思ったところでした。

この陳情書といいますか、申し入れ書を読ませていただくと、4年前にもう既に木花の総合運動公園については、大規模な改修をしてほしいという要望もされておられるので、新しく造成したり、新規で立ち上げる場合は木花だろうと思っていたと言われていたのですけれども、御本人方にすれば、そうだろうと思います。

なぜそういう競技団体の皆さん方と協議の場が持てなかったのか、どういう形で山之口が決定されたのかということの、そもそも論に戻るような話だなと思っているのですけれども、その辺のところのいきさつは、真相はどうなんで

しょうか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) まず、最初の段階でのこの国体施設の整備については、教育委員会のほうで所管をしております、いろんな形での検討も必要であるということで、そこに我々総合政策部のほうも入っていた状況でございます。

その段階で、各競技団体との協議は、当然されていたというふうな状況でございます。

ただ、競技団体の皆さんは、やっぱり木花がいいんだというような御意見ですが、いろいろそういった話し合いをされていた状況がございます。

それ以外に、津波にどう対応していくのかとか、それから地域バランスも考えていく必要があるといった要素もあります。そういう考え方として、いろんな要素があるんですよというふうなことも、当然お伝えする必要がありますので、そういった協議の場に私も出席しまして、話しております。

いろんな要素を総合的に勘案した結果としての場所の選定になったわけですが、その選定をしたことにつきましては、私と教育委員会で、それぞれの団体のほうに理由等も含めて、御説明に伺ったところがございます。

陸上競技団体につきましては、決定をする段階で1回、それからその後、もう1回、私と教育委員会のほうで御説明に伺って、いろんな御要望を含めてお伺いをしたということでございます。

その段階で、我々としては、撤回しろとかいうふうなお話があったわけでもありませんので、一定程度の御理解を得られているのだなと思っていたわけですが、その後の話の中で、彼らに不安なところがかかなりあって、そういつ

たところについてのフォローということで、今回の動きになっていると私のほうは理解をしているところでございます。

説明なり協議は、やってきたつもりでございます。

○前屋敷委員 決定する段階で、直接お話もされたということですが、そこで大きくは了解したとなったら、今回のようなことにはなっていないんじゃないかと思うのです。

いろいろパブリックコメントも受けられておられるみたいですが、正式に協会の名前でパブリックコメントをされたのだけれど、それに対して、インターネット上の回答だけだったと。その回答はしっかり直接もらいたかったというお話も、直接お聞きしたものですから、そういう丁寧なことがないと、こういうことになって、山之口じゃなくて木花にしてほしいという趣旨の署名も1カ月足らずのうちに4万数千も集められている。もう1カ月で4万も集めるといったら、私らも署名活動をいろいろしますけれど、大変な意思の表明だと受けとめなければならぬと思っていますのです。

一昨年、スポーツ・観光対策特別委員会で、国体に向けての施設整備について、私もその委員だったのですけれど、多様な意見を集約するための議論の場を早急に整えるようにということで、まとめて県にはお出ししているところなんです。

その辺のところ、しっかり反映してこられたのか。話し合いを持っても相手に理解してもらわなければ、前に進めないのは、今度のことでよくわかったというふうに思うのです。そういう点では、これから先30年、50年と使い続けていく施設ですので、関係団体の皆さんとの意思の疎通を。

山之口は造成の問題でもちょっとお話を聞きましたけれど、野球場のところは盛り土になるんですね。盛り土の部分がございませうでしょう。切り土だったら問題ないのかもしれない。私も素人考えなんですけれど、やっぱり盛り土となると、かなりひずみも予想されるということで、果たして競技場としていろんな問題が出てくるのではないかと。

それから段差があり、全体がフラットではないということで、障がい者の皆さん方の利便性、使い勝手というところにも問題が生じるのではないかと。

そして、総合公園として大きな大会を誘致したり、いろんなことで使う場合に、やはり広さも含めて、狭いのではないかとのお話も聞いたところでした。

倍ぐらいに広げるといふふうに説明はいただいているのですけれど、それでもやはり、自分たちとしては狭いと感じていると。

これからスポーツランドみやぎきとして、いろんな競技を誘致したり、大いに使うという点では、多額の予算を使って進める工事ですので、やはり禍根を残すようなことだけにはならないように、もっと深く考慮していく必要があるのではないかなと思っていますところなんです。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 先ほども申し上げましたように、検討過程、それから決定後につきましても、陸上だけではなく、体育館を使う競技のところも含めて、都度都度、私も直接出向いてお話を伺い、時には怒られたりしてきたつもりでございます。

その中で、基本的にある程度御理解をいただいているのが、ほとんどの団体だと理解をしております。

今回のお話の中でも、体育館競技のところ

については、延岡と決まっております、それぞれお話を伺いましたけれども、それで受け入れていきますよというようなお話も伺っておりますので、基本的な姿勢として、しっかり理解を求めているかなければならないと思っています。また、そういうふうに進めてきたつもりではございますが、今回の山之口の陸上競技場では、多分不安も大きいのだらうと思います。

そういったところに一つ一つ丁寧に対応していかないといけないなというふうなことを改めて感じたところがございます。そういったところにしっかり対応しながら、理解をしていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 今の時点で、いろいろ問題が浮上してきているわけですから、それを無視して、もう決定されたからと進めることでは、やはりいろんな点で、これからの競技場の運営も含めて、さまざまな問題が発生してくるのではないかと思います。

ですから、そこは丁寧に対応して、慎重に事を進めることが必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○松村委員長 関連してほかに質疑はございませんか。

○井本委員 同じような話なんだけれども、何をやるにしても確かに不協和音は少しは起きますから、我々も大したものではないだらうというふうに思っておったら、延岡の普通のおばさんまでが言うんだよね。意外な話で。この2つの団体以外にもあるのかどうかは知らないけれども、数万名の署名もあるという。それを乗り切る、押し切るだけの理由を言えるのかどうか。その辺があるから、決めたのだらうと思うのだけれど、その辺のことはどうなんだらうか。彼

らの意見というのは、大したことない意見ではないだらうけれども、説得できるものはあると考えているわけですか。

○日隈総合政策部長 きのうは陸協とラグビー協会と見えて、知事も直接お話されました。まず場所の選定については、県のほうで県央集中という、議会の議論も踏まえての話でありますけれども、知事の判断として、今回の整備については、木花は今後とも大切にしつつ、新しい施設については、50年、100年の施設でありますので、延岡と都城にどうしてもさせていただきたい。県北と県西の地域振興に生かしたいということは、十分御説明しましたが、やっぱり宮崎が便利がいいという御意見でした。

最後までラグビー協会の会長さんがこだわっておられましたけれども、ラグビー協会についても、先々週私も直接、知り合いなものですから、2時間近く、かなり激しい話をしました。会長がことし4月にかわられて、ラグビー協会も随分御意見が違ってきたのですけれども、南海トラフの話もいたしました。分散の意義についてもお話しました。

ただ、意見の相違はあるんですが、少なくとも少しずつほぐれてきたのは、一つ誤解されておったのは、木花は全て廃止になって、山之口をこれから次々に広げていって、都城に木花の施設を全部移すんじゃないかというふうなお考えもあったみたいですが、そうではないと。

陸上競技場を中心としたものだけ——これは南海トラフの関係もありますので、やはり高台のほうにもう一つつくりたいんだと。そして両方をどう運営していくかということで、意見交換をしていきたいんだと申し上げて、初めてその点は御理解いただいたと思っております。

そういうふうに、今後とも意見交換を重ねて、既に次の日程もお願いしているところなんですけれども、丁寧に説明して、少しでも理解を求めていきたいという姿勢は変えず、話し合いは継続していきたいと思います。

ただ、やっぱり宮崎が便利だという意識が皆さんおありの点は、なかなか払拭できないのかなというところはあります。

しかしながら、やっぱりそういう天災といったこと、そして地域振興も考えながらというのが、私ども県の考えでございますので、何とか理解を求めて、話し合いを重ねていきたいと考えております。

○井本委員 東京駅をつくった当時の知事が、たしか後藤新平といったかな。彼がつくったとき、あんなばかでかいものを、ばかじゃないかと非難されたんだね。

しかし、もうわずかな期間に、あそこはすぐ手狭になってね。先見の明は、どこにあるのかわからないということは確かにあるのですよ。

だから、一般人が考えるのと、知事部局が考えるのと、ちょっと違うスタンスがあるのかもしれない。本当にこれは正解だったと、こっちで間違いなかったというようにあってほしいなという希望。そういうふうにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○蓬原委員 私はきのう、陳情を受けましたので、誤解を招くようなことを言ってもよくないと思うのですが、今部長の誤解があったというところは、私も感じました。

木花がこれまでスポーツランドみやぎきの中心、エンジンであったと、これが山之口にできることで、あそこが廃止というか、だんだんと廃れていくのではないかというふうなニュアンスの話をされましたので、そうじゃありません

よね、これでさらに手入れをしていくわけだからと。一つの例として、例えば私は自転車競技連盟の会長なんです。バンクはあそこしかありません。もう既に傷んでいます。国体に合わせてもう恐らくというか、関係者からも聞いていますけれど、整備をしていっていただかないと困るんですよ。だからグレードアップをするという——グレードアップという言葉は使いませんでしたけど、そういうことなのでという話をしたら、まあ雰囲気的なお話ですけど、ちょっと理解されたかなという気はしました。そこに誤解があるかなという気はしたということ。そこに気を長く持って、説得されるといいのかなと。

ただ、話が出たのが、津波の避難施設について、行動心理という言葉が使われましたが、やっぱり海に向かっていくことについては抵抗があると。であるならば、陸上競技場の一部を高くして、例えばそこに逃げるようにしたらどうかという提案もお話になったところでした。

だから、いずれにしても、あのまま木花が廃れていくんじゃないかと懸念されているのかなという気がしたので、そこを気長にお話を。先ほど右松委員からもお話がありましたけれど、どういう整備をしていくんだというところも具体的に必要なのかなと感じたところでした。

あと、いろいろ話しましたが、きのう陳情を受けた立場なので、以上にしておきたいと思います。

○井本委員 それともう一つ、私が勉強会で話したから、次長は知っているのだけれど、我々は視察で、福井の国体施設を見に行ったんだね。そうしたら、ほとんど8割ぐらいが仮設で、四、五億円かけてつくって、金をかけずに国体をやりました。これでいいのだなと思ったんです。

大体開会式と閉会式ぐらいしかいっぱいにならないのですよ。山之口にもし何万人も入るようなスタンドをついたら、これは恐らく年がら年中がらがらして、維持費も大変だと思うんです。

だから、機能さえ持たせればいいわけだから、本当、節約できるところは節約すると。この前もバリューエンジニアリングという話をしたが、一遍かけてみて、本当に機能が維持できるのかどうかということ、もう1回チェックしてみたらいいんじゃないのかなという気がするんですが。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 今全体としてかなり金額が高くなっておりますので、費用をできるだけ抑えていくというのは、当然検討していかなければならないと思っております。

国体の開催基準でいきますと、開会式、閉会式のための観客席は、3万人というのがございます。それをそのままフル整備すると、御指摘のとおり、その後、そんなに使わないのではないかということが当然懸念されますので、こういったところについては、相当程度、仮設を使っていくようなところで、全体的な経費をできるだけ抑えていこうと計画をしております。そういった中でこういったところが節約できるのかについては、これから設計に入っていくことになると思っていますので、そういったところの中でもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○松村委員長 議案について、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○重黒木総合政策課長 それでは、私からは2件御報告させていただきます。

まず、委員会資料の6ページをお開きください。

県総合計画長期ビジョンの素案について御報告いたします。

長期ビジョンの改定状況につきましては、これまで何回かこの委員会でも御報告してまいりましたが、今回素案がまとまりましたので、御説明させていただくものでございます。少々長くなりますけれども、よろしくお願いたします。

まず、1のこれまでの検討状況でございます。改定作業につきましては、6月からスタートしまして、地域別に市町村職員や県民を対象にした会議なども行いながら、これまでに審議会を2回、人・くらし・産業に分かれての専門部会を2回行い、いただいた御意見等を踏まえて、現時点での素案として取りまとめたところでございます。

今後は、2にありますとおり、12月からパブリックコメントを行いまして、その後、1月から2月でございますけれども、3回目の審議会と専門部会を合同で行いまして、長期ビジョンの全体整理を行った上で、知事への答申をいただく予定でございます。

その答申を踏まえまして、県としての最終案を作成し、2月議会に議案として提案の上、御審議をいただきたいと考えております。

また、アクションプランにつきましては、長期ビジョンと同時並行で作業を行いまして、2月議会で御報告した後、改めて必要な手続を踏まえまして、来年度の6月議会に議案として提案してまいります予定にしております。

次の7ページをごらんください。素案の概念

図を掲げております。これまでも御説明いたしましたけれども、2030年までの長期ビジョンとしての性格から、時代の潮流ですとか人口推計、こういったものにつきましては、一定の見直しをしておりますけれども、長期ビジョンの全体構成ですとか、基本目標であります「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」等、長期ビジョンの中心となるところにつきましては、維持しておるところでございます。

その上で、真ん中のほうにございますけれども、長期的視点から重点的、優先的に取り組む戦略でございます。長期戦略、それから基本目標実現のために、県が実施していく施策全体を体系的にあらわした分野別施策、これについては必要な見直しを行ったところがございます。

それでは、素案の中身につきまして御説明いたします。別冊の資料1ということで、長期ビジョンの素案をお配りしておりますので、この素案をめくりながら説明したいと思います。

まず、表紙でございますけれども、記載しておりますとおりの、現段階ではあくまで素案でございますので、今後皆様からの御意見ですとか、パブリックコメントの意見を踏まえて、最終的には調整していくものがございます。

表紙をめくっていただきまして、目次でございますけれども、全体的には、第1章が時代の潮流と将来予測、第2章が基本目標と目指す将来像、第3章が長期戦略、第4章が分野別施策となっております。

2ページをごらんいただけますでしょうか。中身に入ります前に、2の計画の役割について、少し変更がございますので、御説明させていただきます。

上から3段落目のところがございますけれども、現在、総合計画とは別に、まち・ひと・し

ごと総合戦略を策定しているところがございます。このまち・ひと・しごと総合戦略につきましては、人口減少問題の克服に向けました基本的な考え方を提示するものがございますから、今回の見直しに合わせまして、この総合計画そのものを、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけることにしたところがございます。

次の5ページからが時代の潮流と将来予測となっております。

中身は7ページからになりますけれども、ここからは時代をどう捉えているのか、県としての認識を記載しているところがございます。

少子高齢、人口減少ですとか、グローバル化、科学技術の発展、大規模災害対策など、基本的には大きな変更はございませんけれども、例えば人生100年時代の到来ですとか、科学技術の発展の内容、こういったものを踏まえて、記載のほうは多少修正しております。

項目として新たに追加しておりますのが、15ページでございます。時代の潮流で、8の「持続可能な社会を目指して—SDGsの実現—」という項目を新たに追加しております。

こちらのほうは、2015年9月の国連サミットで採択されました国際社会共通の目標でございます。この理念や目標につきましては、本県の施策の方向と合致するものがございますので、改めてこのSDGsも意識しながら、今後は施策を進めることとしたところがございます。

次の16ページをごらんください。ここからが将来推計と予測となっております。前回少し御説明しましたけれども、改めて簡単に触れさせていただきます。

人口減少が社会や経済にどのような影響を及ぼすのか、一定の条件のもとに、ある程度幅を持った数値となりますけれども、2030年度人口

ですとか、経済活動等について推計をしたものでございます。

四角囲みが真ん中に2つございます。ケース1とケース2がございますけれども、ケース1につきましては、人口ですとか就業者数、こういったものが現状のまま推移した場合でございます。ケース2のほうが、人口動態につきましては、ちょっと厳しい目標にはなりませんけれども、2030年代までに合計特殊出生率が2.07に改善するとともに、全体の社会減も解消することで仮定しております。

また、就業率につきましては、60歳代の就業率が70%になるというところ、それから非就業者の経済活動への参加が進みまして、経済活動の生産性が10%向上するという設定にしております。

以上の条件で、推計しましたところ、(1)の人口構造でございますけれども、下の表にございますが、ケース1で97万7,000人、ケース2で99万5,000人となっております。

次の17ページでございますけれども、就業人口につきましては、ケース1が42万人、ケース2が47万人となっております、(3)の生産活動・県民所得につきましては、ケース1ではいずれも減少いたしますけれども、ケース2では生産性が上がって、高齢者の就業促進が図られるということでございますので、県内総生産は1,000億円の減にとどまって、1人当たりの県民所得は22万円増加という推計になっております。

こういったことから、人口は減少していく中でも、ケース2に近づけられますように、後ほど御説明いたしますけれども、長期戦略の目標設定を行っているところでございます。

次の18ページから25ページまでは、今申し上げました将来推計等につきまして、各圏域ごと

にまとめております。説明は割愛いたしますけれども、いずれの圏域も傾向としては同じとなっております。

飛びまして26ページからなんですけれども、ここからが、宮崎県の特性を記載しております。中身は、本県の強みとなる部分を踏まえまして、整理したところでございます。地理的特性ですとか自然環境、産業の特性などございまして、東九州自動車道などの整備が進んだところとか、ユネスコエコパークの登録などを踏まえての記述や、産業関係のデータの追加などを行っているところでございます。基本的には大きく変わっておりません。

次の35ページからが、基本目標と目指す将来像となっております。ページは飛びますけれども、35ページからです。

37ページのほうに、基本目標を掲げております。先ほど申し上げましたけれども、長期ビジョンという性格上、この基本目標、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦は変えていないところでございます。

また、38ページから39ページ、40ページにかけては、人・くらし・産業それぞれの将来像につきましても変えておりません。中身の説明は変えておりますけれども、こういった基本的な部分については維持していくところでございます。

次の41ページ、それから42ページに県づくりの基本姿勢を書いております。こちらにつきましては、今の時代認識に基づきまして、表現を変えた部分はございますけれども、経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換ですとか、住民主体の地域経営、人材の育成など、基本的な考え方には変化はないところでございます。

次の43ページからが長期戦略でございまして、

今回の見直しの中心となるところでございます。

まず45ページをごらんください。長期戦略の基本的な考え方を記載しております。

最初の段落でございますけれども、この長期戦略につきましては、基本目標であります新しい「ゆたかさ」を築き、目指す将来像を実現するために、重点的・集中的に取り組む戦略と位置づけております。

その上で2つ目の段落になりますけれども、今回の見直しは、これまでのフードビジネス等の成果に加えまして、少子高齢化の進行ですとか、ゴールドenspportsイヤーズなど、社会・経済への大きな影響ですとか、人々の意識の変化につながるような出来事を踏まえまして、総合的に見直すこととしたとしております。

次の46ページをごらんいただけますでしょうか。

長期戦略の見直しに当たりましては、特に重視すべき視点といたしまして、右のページのほうに内容を記載しておりますけれども、人口問題、人生100年時代、グローバル化、科学技術・環境、最後に危機対応の5つを総合的に勘案しながら進めまして、46ページの中に書いてますけれども、戦略1の人口問題対応戦略から戦略5の危機管理強化戦略まで5つの戦略として取りまとめを行ったところでございます。

次の48ページをごらんいただけますでしょうか。

戦略の詳しい中身は、後ろのページに記載しておりますけれども、こちらのほうにポイントを記載しておりますので、御説明させていただきます。

まず、戦略1の人口問題対応戦略でございます。狙いとしましては、人口減少に歯どめをかけるための社会減、自然減対策、加えまして、

中山間地域の振興、人材の育成としておりまして、内容のところがございますとおり、子育て支援ですとか、若者に選ばれる宮崎づくり、中山間地域の維持・活性化などを進めるものでございます。

また、2030年に向けた目標といたしまして、記載しておりますとおり、総人口100万人程度のほか、合計特殊出生率とか、高校生の県内就職率などを掲げております。

その下の戦略2、産業成長・経済活性化戦略でございます。こちらは、本県の発展のためには、本県の特性や地域資源を生かした産業づくりですとか、基盤となる交通・物流ネットワークの構築など、経済基盤を構築していくことが必要ですので、内容にありますとおり、成長産業の育成加速化ですとか、農林水産業の成長産業化、輸出の促進、新技術の創出、それから交通ネットワークのさらなる整備などを進めることとしております。目標としましては、売上高が30億円以上の企業の数ですとか、1人当たりの農水産業や食料品の生産額などとしております。

次の49ページの戦略3、観光・スポーツ・文化振興戦略でございます。

こちらはゴールドenspportsイヤーズや国文祭など、本県の魅力を発信する機会を活用した世界から選ばれる「観光みやぎ」の実現ですとか、スポーツや文化を通じた交流人口や関係人口の拡大を目指すものでございまして、内容にありますとおり、魅力ある観光地づくりですとか、インバウンドを含む誘客の強化、スポーツランドの魅力向上や文化活動の促進を進めることとしておりまして、目標につきましては、観光入り込み客数ですとか消費額、文化に親しむ県民の割合、こういったものを掲げておりま

す。

次に、戦略の4、生涯健康・活躍社会戦略でございます。

人生100年時代が到来しようとする中で、将来も安心して暮らせる地域社会の構築、誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくりを目指すものでございます。

内容としましては、福祉・医療サービスの充実、健康寿命の延伸、一人一人が活躍できる社会づくりや多様性を受け入れる社会づくり、こういったものを進めるものでございまして、目標としまして、医療満足度ですとか、健康寿命などを掲げております。

次の50ページをお願いいたします。戦略の5、危機管理強化戦略でございます。

南海トラフ巨大地震を初めとした災害の発生が懸念される中、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを進めるものでございます。

内容にありますように、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策ですとか、公共インフラの整備と適正な管理、感染症対策や家畜の防疫体制の強化、こういったものを進めることとしてございまして、防災士の数ですとか、緊急輸送道路の災害対策などを目標としております。

次に、ページが飛びますけれども、61ページをお開き願いますでしょうか。

ただいま少し御説明いたしました、今回の戦略で掲げた目標一覧ということで、解説でございます。表の右のほうは、現況値でございます、左のほうに、2030年までに目指す戦略目標を置いております。それぞれこの目標に向かって頑張っていくというところで考えております。

中身一つ一つの説明はしませんけれども、例えば先ほど申し上げましたように、人口関係で

は、総人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度といった非常に高い目標を掲げております。

また、2の産業の関係、それから3の観光の関係でも、それぞれ高い目標を掲げております。

次の62ページでございますけれども、こちら戦略の4では健康寿命日本一ですとか、戦略の5ですと、県内防災士の数を1万人にするなど、こちら現状を踏まえながら、目標を設定したところでございます。

こういった目標の実現に向けまして、どのように取り組んでいくのか、特に今後4年間、どうするのか、こういったものにつきましては、次のアクションプランを策定する中で、関係部局と協議しながら、具体的な施策として、練り上げていきたいと考えております。

次の63ページ以降につきましては、分野別施策となります。人づくり、くらしづくり、産業づくりごとに、県として進めていく施策全体を体系的にお示ししているものでございます。こちらにつきましても、現時点での状況を踏まえまして、必要な見直しを行っておりますけれども、内容につきましては、非常に細かいところに入っていきますので、後ほどごらんいただければと思っております。

長期ビジョンの説明につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料のほうにお戻りいただきまして、8ページでございます。

2件目の報告といたしまして、県内企業優先発注及び県産品の優先使用等実施方針の平成29年度実績等につきまして御報告させていただきます。

この方針につきましては、平成26年に策定したものでございまして、この方針に基づき、昨年度の実績を御報告するものでございます。

まず、1の(1)の調査内容でございます。昨年度と同様でございますけれども、全部局の支出データから、実施方針におきまして対象としております公共工事、情報システムの調達、物品等の調達、その他として委託、使用貸借(リース等)の4分野につきまして、金額ベースと件数ベースで、県内発注率を整理したものでございます。

調査結果の概要につきましては、(2)にありますように、件数、金額ともに昨年度とほぼ同じ水準になっていると考えております。

2の調査結果の詳細でございますけれども、まず、公共工事関係でございます。表の左、項目欄にありますように、公共工事につきましては、建設工事、それからその関連の業務委託、下請、建設資材の調達という4分野で調査をしております。

まず、建設工事でございますけれども、表の上の段が金額ベース、下の段が件数ベースとなっております。表の右のほう、県内発注率の欄の県内企業のところをごらんいただけますでしょうか。金額ベースで96.1%、件数ベースでは96.0%となっております。

一番右端に参考値として平成28年度の実績を記載しております。これと比較していただきますと、金額ベースが、28年度は95.8%でしたので、若干ふえております。件数ベースは96.2%でございましたので、こちらのほうは若干の減となっております。増減ございますけれども、総じてわずかな増減ですので、ほぼ前年度並みの水準なのかなと思っております。

次の9ページでございます。上のほう、(2)の情報システムの調達関係でございます。下の段の件数ベースですと、県内発注率は53.6%となっておりますけれども、上の段の金額ベース

では15.4%ということで、平成28年度の実績からは少し伸びてはおりますけれども、依然として低い水準となっております。

これはこれまでの傾向と同じでございますけれども、警察の関係ですとか、財務の関係、専門性の高い情報システム、こういった開発等の関係でございます。こういうものは県内ではなかなか調達が厳しい状況となっているところでございます。

欄外の主な取り組みのところでございますように、一定の入札参加業者が確保される案件につきましては、入札参加者を県内に本店または支店を有する者に限定するといった取り組みを行っております。引き続き、できるだけ県内企業が関連していけるように、取り組んでいきたいと考えております。

次にその下の(3)物品等調達関係でございます。金額ベースでは21.2%、件数ベースで79.3%と、こちらのほうも金額ベースでは、かなり低くなっている状況でございます。これは、発注金額総数では、数字がございまして、121億円程度発注しておりますけれども、このうちの約8割、約98億円が病院局の発注となっております。県内企業では取り扱いのない高度な医療機器ですとか、医薬品の調達といったものが非常に多いことから、金額ベースではこういった状況になっているところでございます。

次に、(4)のその他の分野でございます。業務の委託と機器使用貸借、いわゆるリースでございますけれども、いずれも28年度実績からは、少し伸びてはおりますが、リースにつきましては、金額ベースは51.4%と、高いとは言えない水準と考えております。

こちらのほうも、試験研究機関などで分析機器などの専門性の高い機器のリースがかなりあ

るということで、こういう状況が続いているところでございます。

最後に3の今後の取り組みでございます。平成26年に指針を策定して以来、徐々にではありますが、県内発注率は上がっているところでございますけれども、まだまだ不十分な分野もございますので、引き続き県内企業あるいはその支店等も含めた県内の発注を進める必要があると思っております。

引き続き、各部局、出先機関等も含めて、周知徹底を図りながら、関係団体にも協力を要請して取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○小倉総合交通課長 資料の10ページをお開きください。宮崎カーフェリー株式会社の平成30年度中間決算等について、御説明をさせていただきます。

まず1番、新船建造についてとあります。これが今回の説明の背景にもなりますけれども、御存じのとおり、宮崎カーフェリーは、ことしの3月から新会社に体制を移行して運航を開始しております。

しかし、現在の船舶が就航から21年と、老朽化しておりまして、新船建造が必要だというような状況でございます。

この資金調達につきましては、多額の投資が必要となることから、具体的な投資額や新会社の経営状況等を踏まえながら、今後協議を行うこととしております。

この協議に当たりまして、経営状況が大変重要な要素となってきております。この決算の状況につきましては、本日、宮崎カーフェリーからも公表されるものでございますが、その内容が2番に書かれています。まず上半期の決算内容でございます。これは黒枠囲いで、囲まれて

いる部分でございますけれども、まず売上が、28億4,860万6,000円でございます。昨年度と比べますと、燃油加算金——これは燃油サーチャージで、燃油が高騰したときの運賃でございますが、そこがふえているということでございます。営業費用が26億1,667万6,000円でございます。こちらが燃料費の増、それから減価償却費の増でふえているものでございます。

それを締めまして、営業利益としましては、2億3,193万円、営業外収益が116万1,000円で、営業外費用3,677万1,000円——利払いの増でございますが、こちらを締めまして、経常利益につきましては、1億9,632万円となっております。

昨年度に比べますと、半期分だけで、経常利益が約1億7,000万近く減っている状況でございますが、この主な要因が、まず一つが減価償却費の増でございます。こちらのの中身につきましては、新会社が旧会社から船舶を買い取った際に、改めて価値の判定、鑑定を行って、その上で実勢価格で買い取ったところがございますので、簿価ではなくて時価に基づいて今後償却する形になります。その高い価格でもって償却をし始めていることと、償却期間も若干短いところもございますので、年度ごとの償却額が高くなってきているので、営業費用がかさんでいるような状況が一つでございます。

それから、利払いの増につきましては、新会社が旧会社から船舶等を買取る際に、金融機関などから30億円の融資を受けております。その融資の支払い利息分がふえているところで、経常利益に影響が来ている状況でございます。

財務状況としては以上でございますが、利益の減少理由としましては、基本的には新体制への移行によります財務面での影響が大きいと見

ているところでございます。

営業面ではどういう状況かという、これが3番の利用状況でございますけれども、30年度の4月から9月までの状況を見てみますと、運航便数としましては、昨年度の同じ時期と比べて21便減ってございます。こちらは、台風による欠航、それとドック整備を少し前倒しで実施したことによって、その部分がふえているところでございます。

21便分便数は減っているんですが、一方で下を見てみますと、旅客に関しては、逆にふえている状況になってございます。1便当たりでございますと、17人ふえているような状況で、貨物に関しても、ほぼ横ばいではありますけれども、便数が減ったにしてはふえている状況でございます。1便当たりもプラス6台というような状況でございます。

利用状況としては、順調にきているような状況ではあります。とはいえ、原油価格なども現在高騰している状況でもございます。そういった動向も踏まえて、予断を許さず、今後も経営状況を随時注視していく必要があると考えております。

最後の4番、新船建造のスケジュールでございますけれども、新船については、就航目標を2022年ごろとしておりますので、来年度中を目途に発注をする予定でございます。その発注に向けて、資金調達については、1番でも説明させていただいたとおり、具体的な投資額ですとか、今回説明した経営状況——通年の経営状況は、来年の6月ごろ出る予定でございますが、あとは返済計画、こういったところも踏まえまして、今後県の支援も含めて、会社、金融機関等と協議を行っていくこととしております。

説明は以上です。

○日高中山間・地域政策課長 委員会資料の12ページをお開きください。

宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子案についてであります。

本計画につきましては、今年度、計画期間の最終年度を迎えており、現在、改定作業を進めているところでありますが、改定に向けて行ってまいりました地域の現状や課題を把握するための調査等の結果概要と、改定計画の骨子案について、御説明をいたします。

まず、1、計画改定についてであります。中山間地域において、今後見込まれる急速な人口減少から生じるさまざまな課題に対応するため、平成31年度からの4年間で重点的に取り組む中山間地域振興施策を盛り込んだ新しい計画への改定を考えております。

次の、2の計画改定骨子案を説明させていただく前に、14ページをお開きください。計画改定に向けて実施した調査等における主な意見等をごらんください。

(1)の概要にありますとおり、今回の改定作業を行うに当たりまして、県内全26市町村との意見交換や、県内3カ所における聞き取り調査、県内7地域に設置しております中山間地域振興協議会の開催、さらに集落の代表者等に対するアンケート調査等を実施してきたところであります。

(2)の主な意見等は、それらの調査等を通じて、地域の方々からいただきましたさまざまな御意見等を、後ほど説明いたします骨子案の体系に沿ってまとめたものでございます。

まず①のひとの部分でございますが、上から2番目の丸にありますように、外部に出ている地域出身者が帰ってくるのが理想といった、Uターンに関する御意見のほか、集落における

話し合いですとか、学校教育を初めとする子供へのふるさと教育の必要性について、御意見を伺ったところでございます。

また、②のくらしの部分におきましては、一番上にあります高齢化に伴う免許返納後の移動に対する不安を初め、買い物支援やコミュニティバス、介護サービスの提供体制、消防団の維持等について御意見をいただいております。

③のなりわいの部分につきましては、一番上の山間部においても、職種を選ばなければ働き口は多いのだが、若者がつきたがらないといった人手不足に関する御意見のほか、事業の後継者、農業の経営や山林の保全、鳥獣被害対策、さらには伝統文化の継承に係る課題等について御意見をいただいているところであります。

今回の調査等を通じまして、県内の中山間地域の皆様が、現在目の前にある課題に取り組むつつも、将来に対する不安が大きくなっていることを改めて実感したところであります。

これらの調査結果等を考慮した上で組み立てております次期計画の骨子案について御説明させていただきます。戻りまして12ページをお願いいたします。

2、計画改定骨子案でございます。まず、第1章では、はじめにとしまして、改定の趣旨について、続く第2章につきましては、中山間地域を取り巻く現状について整理したいと考えております。

次の第3章、施策の展開におきましては、次期計画における目標と、計画のもと取り組んでいく施策につきまして、明記したいと考えております。

まず、第1節、目指す将来像であります。計画の期間は4年間ではありますが、長期的に目指す姿としまして、四角囲みに記載しております

が、人口減少や少子高齢化によって生じるさまざまな課題等に対し、総意と工夫により地域が一体となって課題解決に取り組みながら、暮らしを守り、長年にわたって築かれてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中山間地域を目指してまいりたいと考えております。

次に、第2節、4年間に取り組む重点施策であります。次期計画におきましては、これまでの当委員会での御指摘等を踏まえまして、中山間地域において、人口減少が進む中で生じる課題に対応した施策に焦点を当て、内容の重点化を図りたいと考えております。

まず、1、ひとであります。可能な限り、人口減少の抑制を図り、産業や集落活動、生活支援サービスといったさまざまな面で地域を支える人材を確保していく必要がありますことから、四角囲みの下にありますとおり、戦略的な移住・定住施策の促進、ふるさとに対する愛着の醸成等、地域を担う次世代の育成、地域外からの活力の取り込みについて盛り込みたいと考えております。

13ページになります。次に2、くらしであります。人口減少下においては、日常生活に必要なサービスや機能を維持していくことがより厳しくなることが予想され、複数の集落を交通・物流のネットワークで結ぶことにより、圏域全体の生活を守る仕組みづくりや医療・介護といったセーフティネットの構築に取り組む必要がありますことから、宮崎ひなた生活圏づくりとしまして、(1)の多様な主体の参画・住民との協働から、(6)集落に住み続けることが困難となった場合等の受け皿づくりの検討の取り組みを通じまして、安全・安心な暮らしの確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、(6)にございますが、特に山間部の地

理的に末端にある集落にお住いの方が、現住地に住むことが困難となった場合の受け皿づくり等について、市町村と議論をしてみたいと考えております。

次に、3、なりわいでは、担い手不足や経済規模の縮小が見込まれる中、時代の変化に応じた経営形態や技術等を取り入れながら、中山間地域でこれまで築かれてまいりました産業や地域活動などのなりわいを守り、次の世代へ引き継いでいけるような環境づくりを行う必要がございます。

このため、(1)の担い手の確保や、(2)の農林業を初めとした時代に合った経営形態の創出、(4)の森林、農地といった里地里山の保全等について盛り込みたいと考えております。

第3節、継続して行う基盤づくりについてでございますが、中山間地域における生活や産業の土台づくりとして、従来から実施してきました事業、例えば道路や河川の社会資本整備、農業農村整備といった事業につきましては、今後も引き続き基盤整備として実施する必要があるものの、平場も含めて全県的に実施されていることもあり、県総合計画に盛り込まれていることもありますことから、これらの施策につきましては、この第3節で簡略化した形で掲載をしたいと考えております。

第4節、計画の推進では、知事をトップとします中山間地域対策推進本部を中心としまして、全庁を挙げて取り組む推進体制等について記載をしたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、来年2月議会の委員会で素案を御報告した後、パブリックコメントを経まして、来年6月議会にて議案を提出させていただきたいと考えております。

私の説明は、以上であります。

○川口みやざき文化振興課長 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭実施計画の策定状況について御説明いたします。

現在、大会全体の実施計画を策定しており、今年度末までに別添の資料2のような形でまとめる予定ですが、本日は現段階での各種事業の進捗状況等について常任委員会資料により御報告いたします。

それでは、常任委員会資料の16ページをお開きください。

まず、(1)県実行委員会主催事業の①総合フェスティバルについてであります。ことし7月に県内3社、県外2社からなる共同企業体を総合フェスティバル実施計画書の作成委託業者として決定し、協議を行っているところであります。

また、宮崎県立芸術劇場館長であり、国民文化祭実行委員会副会長でもある佐藤寿美氏に総合フェスティバル総監督として就任いただいたところであり、佐藤総監督にも御意見をいただきながら、今年度末までに総合フェスティバルの実施計画書を策定する予定です。

総合フェスティバルの現時点での主な内容案であります。まず、プレフェスティバルについては、多くの県民に文化の祭典の始まりを実感してもらうため、開会式前日の10月17日に、県庁本館前庭や、楠並木通り周辺で神話や神楽といった宮崎の文化の魅力を発信するステージや、県民参加型のステージイベント、26市町村の食によるおもてなし等を考えております。

次に、開会式であります。10月18日に、宮崎市民文化ホールで実施することとしており、開会式典の前後には、大会の幕開けを告げるにふさわしい宮崎らしさを前面に出した演出を披

露したいと考えております。

具体的には、4部構成としており、プロローグでは、宮崎の風土や祭りなどを、映像や音楽で紹介し、開会式典を挟んで、フェスティバルでは多くの県民が参加する舞台により、大会キャッチフレーズである「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の世界をわかりやすく演出することとしております。

また、エピローグでは、大会開幕を祝い、活気づける演奏や踊りのステージを考えております。

最後に、閉会式であります。大会最終日の12月6日に県立芸術劇場で実施いたします。こちらもオープニング、パフォーマンス、閉会式典、グランドフィナーレの4部構成としておりますが、大会の成果を振り返り、未来につなげていけるよう若者を初め、県民の参加による活気ある華やかな舞台演出で大会を締めくくりたいと考えております。

次に、17ページをごらんください。②シンポジウム・イベントについては、具体的な日程、場所は今後の調整となりますが、企画会議における意見等を踏まえ、アにありますように、51日間の大会期間中の週末において、本県の重要な文化資産である「記紀・神話・神楽」、「国際音楽祭」、「若山牧水」と本県の豊かな「食文化」の4つのテーマを大きな柱としてイベントを展開したいと考えております。

また、イにありますように、美術館や西都原考古博物館などの県有文化施設等との連動企画や、地域の祭りや商店街イベントなど、既存の文化事業等を活用・連携させた事業なども展開したいと考えております。

③共に生きて共に感じる芸術文化事業については、現在、芸文祭の企画運営委員会を中心に

検討していますが、ダンスパフォーマンスやコンサート等のイベントを実施予定であります。

次に、(2)市町村実行委員会主催事業についてであります。

現在、全ての市町村において、実行委員会が設立され、具体的な事業の検討を進めていただいておりますが、各市町村と文化団体とが連携して、その例として挙げているような文化・芸術事業を実施する予定であります。県としましては、今後も市町村と文化団体のマッチングに係る支援や、事業実施に向けた連携・調整を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)の広報活動についてですが、各種媒体による広報のほか、県内各地でプレイベント等を開催し、大会の周知を図っているところであります。

また現在、「文化とみやざき犬」のイラストを募集中ですが、子供を中心に300点を超える応募をいただいております。国文祭のPRとあわせ、地域文化を再発見する機会にもなっているものと考えております。

最後に、2の今後のスケジュールであります。来年2月に大会実施計画案を策定し、7月までに県と国、それぞれの実行委員会で承認をいただく予定としており、2020年には事業別実施計画の策定を経て、大会本番を迎える予定であります。

説明は以上でございます。

○岩切国体準備課長 常任委員会資料の18ページをごらんください。

2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備について御説明をいたします。

まず、陸上競技場についてでございますが、本年8月に基本計画素案に対するパブリックコメントを実施し、9月に基本計画案をとりまと

めて常任委員会で御説明させていただいたところでもあります。

現在、計画の最終的な内容の調整、点検を行っているところでございます。

次に、2の体育館についてでございます。スケジュールといたしましては、これから整備基本計画の素案の整理を行い、来年1月にパブリックコメントを実施し、年度内には取りまとめることとしております。今後、素案の取りまとめが完了次第、お届け、お示しをさせていただきたいと存じます。

基本計画の骨子といたしましては、(1)基本計画目次の項目を含める形でまとめることといたしております。

計画の主な内容といたしまして、基本計画で、延岡市民体育館敷地での整備においては、既存の延岡市民体育館を廃止して、メインアリーナとサブアリーナの新設を行い、現在の市民体育館の機能も担わせることといたします。

整備の手順といたしまして、段階的に建設をするなどによりまして、既存の市民体育館の利用にできるだけ配慮を行ってまいりたいと存じます。

また、アリーナの規模につきましては、メインアリーナについて、バスケットボールコート3面を確保する広さで、2,000から3,000の固定席、それから1,000から2,000の可動席の観客席の設置を検討いたしたいと存じます。

サブアリーナにつきましては、バスケットボールコート2面が確保できる広さとして、観客席数については、今後さらに検討してまいりたいと存じます。

19ページは、体育館について位置図、それから施設配置のイメージでございます。

現在の武道館を含みます駐車場部分にサブア

リーナを建設して、次に現在の延岡市民体育館のところにメインアリーナを建設するといった段階的な整備を行うことが考えられます。

詳細につきましては、今後、設計においてさらに検討をしてみたいといたします。

体育館の駐車場につきましては、敷地内と近隣に800台程度を確保いたします。なお、国体の競技会など多数の来場が想定される場合につきましては、周辺の公共施設の駐車場の活用や臨時駐車場の確保を検討いたします。

資料の20ページをごらんください。

プールについてでございます。スケジュールといたしましては、体育館と同様、これから整備基本計画の素案の整理を行い、来年1月にパブリックコメントを実施いたします。年度内に取りまとめることとしておりますので、今後、素案の取りまとめが完了次第、お届け、お示しさせていただきたいと存じます。

基本計画の骨子案でございますが、体育館と同様に(1)基本計画目次の項目を含める形でまとめることといたしております。

計画の主な内容といたしまして、整備地についてでございますが、プールの整備手法の一つとして考えられる民間事業者との連携可能性に係る官民対話の結果、可能性が高いとの意見が多数であったこと、また、南海トラフ地震発生の可能性が明らかにされている中で、宮崎市木花の県総合運動公園での新設は難しいことから、宮崎市錦本町県有グラウンドを整備地といたしたいと存じます。

体育館、プール、それぞれの整備につきましては、今後も競技団体を初め、関係する団体と十分に協議を行いながら意見交換をして丁寧に進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 その他報告事項の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

○井本委員 この長期計画案だけれども、何から話していいのかわからないのか。本当はとにかく人口がふえないということ、それから格差があること、子供の貧困があること、それらが全部やっばりつながっているんだね。その辺をうまくあいに解決をしないと、なかなかこの人口問題というのは解決できないだろうなという、なかなか難しい。ともかく、それは難しいのだろうけれども、とりあえずこの中に貧困、格差とかという言葉が余り出てこないよね。その辺はどう考えているのかな。

○重黒木総合政策課長 子供の貧困ですとか格差は大変重要な問題だと思っております。

長期戦略の中では明確な位置づけがございませんけれども、後ろのほうの基本的な考え方としてはSDGsで御説明したように、そういったことを踏まえながら施策を展開するというところでございまして、後ろの分野別施策の中で位置づけをしておるところでございます。

具体的には、71ページをお開きいただきますと、この中の県が取り組む施策の柱の中で、「子ども・若者の権利擁護と自立支援」とうたっております。この中でいろんな問題がございますけれども、目指す将来像の上から2つ目の丸にございますが、地域ネットワークに伴いますいろんな問題、子供の問題、こういったものについて社会全体で取り組む社会づくりを目指していくというところで、今後、これを踏まえてアクションプランをつくっていきますけれども、その中で具体的な施策を展開していくことになろうかと考えております。

○井本委員 いや、だから、子供の貧困はそも

そも親の貧困が問題なわけよね。その辺のところを言っているわけ。格差を是正とか、そういうことが何で出てこないのか。私はその辺をやっばり是正せんと、こんなに非正規雇用者が40%ぐらいになっておるわけやろ。これが結局、子供を産まない、産めないんだ、はっきり言って家庭を持ってないわけ。だから、貧困と言っている。私はそう思っているのだけれど。それを解決せんでおって人口どうのこうのとは、私は言えないと思う。

安全・安心という言葉が出てくるんです。しかし、私が思っているのは安定した生活、安定した。将来を見据え、今の年寄りみんな金を持っている。持っているけれど手放さない。なぜか。先が見えないんです。いつ自分が貧乏人になるかわからないから、金を握ったまま放さない。本当に安定した生活が高度成長時代にはあったのです。何とか先が見える時代。今はいつ自分がそれこそ貧困の仲間入りするかわからないような時代になってしまった。これが、私は人口がふえない大きな原因だと思います。この辺のことをきちっとやっばり対処せんと、はっきり言って人口はふえない。これにそういうことが書いていないものだから、ちょっと気になっているのだけれど。

○重黒木総合政策課長 長期戦略の57ページをめくっていただきたいのですが、そういった御趣旨でございましたら、社会全体というか、貧困の連鎖とかそういったものを含めて、この背景の中の上から4つ目の丸にございますが、いろんな問題、特にひとり親世帯とか単身世帯とか、世帯が経済的困難に陥っているというところが子供の貧困等につながることを懸念されますので、そういったものを踏まえた施策を展開する位置づけとしておるところでございます。

委員御指摘のとおり、人口減少問題の克服というか、人口が減少していくスピードをとどめていくためには、経済的にはもちろんですが、いろんな部分で経済も、暮らしのシステムも含めて、社会全体でどうやっていくのかを考えていくことが必要でございます。この中のいわゆる人と暮らしと産業の3つの視点を相互に関連させ合いながら全体的な施策を推進していく中で、人口が減っていく中でも活力が維持されて、いわゆる委員のおっしゃるような安定した社会、最低限の生活が営めて、教育とか暮らしがしっかりと維持される社会、こういったものを目指していきたいと考えているところでございます。

○井本委員 やっぱり人間はまず食べていかないといかん。そして、もう一ついわれるように自分が承認されるというのがないと生きていけない。だから、コミュニティーの中で自分が生きているという実感がないと生きていけない。この実際まず食べて生きていけるということ、そして自分がコミュニティーの中で承認されているという、この2つはどうしても必要なのです。我々が生きていくのに、それがあってこそ人口がふえる、生きていくかという気になるのだけれども、これが今は何もかもグローバリズムで本当に全部破壊されていっているわけです。

製造業の大きなところは、全部ばらばらばらばら外国に持っていかれてるわけでしょう。そして、今まで終身雇用だったところも全部破壊されてしまっている。昔みたいに、1回勤めたらずっといける時代ではないわけです。これはグローバリズムのせいといったらいかんけれど、どうしようもないです。世界がそうなおるから。だから、これに対応するようなシステムをやっぱり作りあげていかないとしようがな

い。だけれど、なかなかこれは難しいことだと私もわかってるのです。わかるのだけれど、しかし、何とかこれに対処しないといかん。実際ヨーロッパなんかでは、これに対処するためにいろんな方法で、特に北欧なんかゴールドンライアングルとかいって、ぴしっとした自分たちの生活基盤を守るようなことを作り上げておるわけです。それがうまくいっておるかどうかは、ゴールドンライアングルも今ちょっと支障が出ておるみたいだけれども、とにかく先行きが見えない。あの水野和夫さんじゃないけれど、もう資本主義がとにかく限界に来ておるんだと、幾らつくってもものが売れない時代、デフレ、デフレっていうけれど、これは日本だけデフレじゃない。世界全部がデフレの時代に入り込んでしまっている。そういう時代にあって、本当に安定した生活を送るにはどうしたらいいのか、それをやっぱり模索しないといかんと私は思うのだけれど、その辺の切り口がちょっと弱いのではないのかなと思うのだが。今すぐ答えは出ないだろうから、それもまた考えてください。

それから、もう一つ、この39ページなんだけれど、「人口のダム機能」という言葉です。これはどこから持って来たのか知らんけれども、増田さんの「選択と集中」という言葉とよく似ている。「選択と集中」の言葉が何で悪いかというと、要するに弱いところは切り捨てて、そして大きいところに寄せなさいという発想でしょう。これには随分批判があったわけです。これと同じことを2040年問題の研究会がまたいいよるわけです。それを先取りしたような形でこういうことを言っておるのではないかなと私は思うのだけれども。この「人口のダム機能」という言葉をどのように考えておるわけですか。

ここに書いてあるのは、宮崎市、都城市、延岡市・日向市に人を集めて、そして結局、弱い中山間地域を切り捨てましょうということがあったら何もならないわけでしょう。どういう意味でこの「ダム機能」という言葉を使っているのか。

○重黒木総合政策課長 委員御懸念のところは十分わかっております。ここで言うております「人口のダム機能」というのは、決して中山間地域を切り捨てる趣旨ではございません。「時代の潮流」の中でも少し書いておりますけれども、これから人口が減っていきます。人口がなかなかふえるのが難しく、減っていく中で、いろんな社会構造の変化がある、財政的にも非常に厳しくなるといったところで、それぞれの自治体が全ての行政機能、あるいは社会のインフラ機能をフルセットで持つのはなかなか難しくなる時代が来るだろうというふうなことを考えております。そういう意味で、1つそれぞれの圏域の中で拠点となるよう、ある程度都市機能を一定程度そこに維持しながら、周辺の市町村、周りに住んでいる方々とうまく連携をして、全体としてそこに暮らしていけるようにやっていこうというところでございます。そういった機能がある程度、県内の幾つかの圏域ごとにあれば、宮崎県の外に出て行く人をできるだけ減らしていくことにもつながっていくのではないかと。そういう意味で「人口のダム機能」という言い方をしているところでございます。

○井本委員 同じようなことになるのだけれど、確かにユニバーサルサービスというか、ああいうのをやらないといかんということは。だけれどそれでなくていいという人がいるわけやから、田舎に住んでいる人たちには。それはもう病院やら遠いけれど、そんなに不便でもそこに住み

たいんだとっておるわけやから、それをわざわざこっちからおせっかいして、こっちに来なさい、大きな都市に集まりなさいと。こういう発想では、小さいところは早く潰れなさいというのと同じ。この「ダム機能」という言葉はちょっとクエスチョンですけど、何か違う言葉にしてほしいです。

○重黒木総合政策課長 「ダム機能」という言い方には少し誤解があると思っておりますけれども、先ほど言いましたように、今から人口が減っていく中で、ある程度、交通基盤については整備されていっておりますので、それぞれの中心となる都市と周辺市町村との行き来がスムーズになってきているところで、行政が持つ機能として全ての機能ではなくて、周辺にいなながらもその拠点地域の機能とうまく連携していけば全ての人が自分たちの住みたいところにこれからは住み続けられるような社会ができていくのではないかと考えております。もちろん、そういったことを望まない方につきましては、今までどおりの暮らしは当然できていくということなんですけれども。やはり非常に高齢化が進んでいく中で、特に医療とか福祉の問題を考えていきますと、ある程度そういった医療・福祉の機能については都市部というか拠点となる地域のところに頼っていく、そういった社会、システムをつくっていく必要があるのではないかと。そういう意味で「ダム機能」という言い方をしているところでございます。

○松村委員長 関連して質疑はありませんか。

○武田委員 同じ39ページですけど、今、井本委員が言われたように、説明を見ると「高度医療や高等教育、産業振興による雇用の場の確保などにより、地方圏から都市圏への人口流出を食い止める様な機能」とありまして、県央、

県西、県北ということで宮崎市、都城市、延岡・日向市なんですけれども、宮崎市があるから県南はここに出てきていないのですが、日南からは1時間かかりませんけれども、現状、串間の場合は2時間近くかかると。高速道路も県南だけまだ全線開通していない状態で、どうしても県南から選出の議員としてはちょっと疎外感があるというか、県南が全然出てこない。上のほうに歴史的つながりにより形成された8ブロックとありますけれども、ここらあたりでは、広域的なところで宮崎市の管轄に県南は入っている形で理解していいのか。また、県南をもう一つここに加えていただくことはできないのかをお伺いしたいと思います。

○重黒木総合政策課長 これまでも、これから先もなんですけれども、ここに書いていますように、県づくりを県南も含めた8つのブロックでしっかり進めていくという基本は変わらないところでございます。

ただ、現状を見ていくと、今後、高速道路等も進展していくということが前提になっていくのですけれども、都市間連携がよりスムーズに進んでいくだろうという。2030年まで、あるいはその先を考えていくとそういった状況も出てくるだろうということで、人口が維持できるように、宮崎県の外に出ていかないように、この宮崎、都城、延岡・日向と3つ例示を出していますけれども、この3つの都市と周辺の地域がきっちり連携していくところが大切だろうということをお願いしているだけでございまして、決して南那珂地域を疎外しているとか、そういうことではございません。いろんな高度医療とかそういったものについては日南ですと、基本的にはある程度宮崎市のほうと連携しながら進めていく必要があるだろうとの認識を記載して

いるところでございます。

○武田委員 県全体から見た場合は理解できるのです。理解はできるのですけれども、やはりここに1つでも「県南」と入れていただくと、県南に住んでいるものとしては県庁から意識をいただいているんだなという認識が高まると思うのです。今すぐどうこうではありませんけれども、そこらあたりも考えていただいて、今回の山之口陸上競技場とか延岡の体育館とかで、県全体をという知事、また皆さんの思いはよくわかるし、私もそこらあたりはよく理解しているつもりですけれども、やはりここに一言入るか入らないかが、その地域に住んでいる者にとっては大きいものですから、そこらあたりも意識をいただいで長期ビジョンをつくっていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

○緒嶋委員 いずれにしても、長期戦略は皆さんが御苦労してできたので、これがもう完璧と思っておられるだろうと思うけれど。努力されることには敬意を表するのですけれども、いずれにしても宮崎県は南海トラフがやっぱり想定されるわけですね。この被害をどう食い止めるか、これを食い止めなければ、もう宮崎県は壊滅的な状態になるわけですね。体育施設はそういう意味での移転でもあろうかと思うわけだが、県民生活をどうやって南海トラフから守るか、命をいかに守るかの視点も必要、少子化も命ですが。そこら辺を強力でやっぱり進めなければ、もう生きることすらできないような地域が。宮崎県が九州で一番深刻な状態になるので、そのあたりに十分視点を絞って。そうでなくても宮崎県は、今、人口が年に何千人か減少しております。宮崎県の人口はどれくらい減少しているのですか。

○重黒木総合政策課長 年間*3,000人程度だと思えます。

○緒嶋委員 私は3,000人以上減少しているのではないかと思っているのです。自然減、社会減を含めて。3,000人なら10年間で3万人。

○重黒木総合政策課長 済みません、失礼しました。総人口は8,000人ちょっと減っているところでございます。訂正させていただきます。

○緒嶋委員 私は3,000人ならいいと思ったけれど、8,000人でしょう。これは2年半で西臼杵の人口が宮崎県から消えておると一緒になるわけです。それぐらい深刻なものを考えながら政策を立てていかないと。宮崎県の将来を悲観したらいけないけれど、そのことに強力に視点を当てていかないと、場合によっては、そういう大きい施設をつくって、20年、30年後には本当に無用の長物になるのではないかというような気もするわけです。それだけ深刻なものを踏まえながら長期計画を立てていかないと、物すごく誤算が出てくる。10年先さえ、めどがつかないのではないか、いろいろなものを含めて。だから、本当にその深刻さがあらわれた長期計画なのかなという気が。もうちょっと深刻さをあらわしながら、そのためにどう対策を立てるのが強力でないか、私はいかんのではないかという気がしてならないのですが、そこ辺を含めた強力な対策と我々は理解していいのかな。どうか甘いような気がする。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおり、これから人口が減っていくところが4年前と比べても加速化している状況でございますので、そこを非常に踏まえて今回の長期ビジョンをつくったつもりでございます。人口推計で見ますと、このまま現状でいけば2030年には97万人ぐらいになるところでございますので、ここの危

機感はしっかりと表に出しながら、県民の方々とも共有しながら施策を進めていくところが一番重要だと思っております。

その上で、長期ビジョンにつきましては、5本戦略をつくっておりますけれども、やはり一番最初の人口問題対応戦略は、我々の位置づけとして単独の戦略ではなくて、5本の戦略をそれぞれ貫くというか、5本の戦略の中で共通する部分がある程度集約されていくのではないかの思いもございます。

そういったところで、御質問にもございました南海トラフの対応等を危機管理の対応戦略ということでしっかりと表に出しながら、今後アクションプランの中で、また具体的な施策については関係部局とも話しながら危機感を共有してやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと県のこの長計は市町村との整合性というか、これが十分マッチングされないと、やはりそこにまた乖離があってもいかんわけです。だから、市町村の将来ビジョンと、この県の長期戦略をうまくマッチして、それぞれお互い相乗効果、共助というか、そういうものを含めたもので十分連携しなければ、私はどうにもならないと思うのですけれども、そのあたりのすり合わせはうまくいくわけですか。

○重黒木総合政策課長 この長期ビジョンを策定するときに、先ほど少し経緯を説明しましたがけれども、2回ほど、それぞれの圏域に出向きまして、市町村別会議で市町村役場の職員とこの長期ビジョンをつくるに当たってのいろいろな課題認識とか今後の取り組みの方向性については意見交換をさせていただいて、それを踏まえて今回つくったところでございます。

実際、これを今後実施していく中でも、市町

※このページ左段に訂正発言あり

村の方々といろいろお話する機会がございますので、施策の展開に当たっても当然のことですが、しっかりと意見交換、情報共有しながら対策を進めていくことになると思っております。

○緒嶋委員 少子化対策で、子供が2人目からは50万円やりますとか、3人目からは100万円やりますとか、もう背に腹は代えられないようなストレートな政策も、市町村と連携してやるとか。私は即効性のある政策もあっていいのではないかと思うのです。椎葉とか取り組んでおるところもありますが、やっぱりそういう長期的なものの中では、ちょっと無理というかもしれないけれど、それくらい深刻な状態にあるという前提でものを進めて行かないと。子供を産めない人もおるが、少なくとも子供が産まれる人に対してはそういう養育を含めて支援を強化するようなものが1つあっていいのではないかという気がするのですけれど、どうですか。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。人口減少の克服のためには、まず市町村の取り組みが一番重要になってきていると思います。

それぞれ、市町村によっては独自の取り組みをやっているところもございますけれども、ただ、市町村は財政規模が非常に小さいところもあって、取り組みに限度があるという御意見もいただいているところです。

そこで、ちょっと長期計画の話とは変わってきますけれども、今やっている取り組みといたしましては、地方創生の関係、人口減少の関係で市町村の担当者の方々といろいろ意見交換をする会議を持っておりまして、そこで具体的に県がやっております人口減少対策——地方創生交付金といったものを活用して、県と市町村が

連携をして人口減少対策に取り組みましようという呼びかけをやっております。中にはぜひ県と一緒にやりたいというふうなことを言っていただけの市町村もございますので、こういった取り組みを強化しながら市町村と連携した人口減少対策を今後進めていくことを考えているところでございます。

○松村委員長 お昼の時間も近づいて来ました。午前中は、ここまでとし、午後1時5分から委員会を再開したいと思います。

ここで、暫時休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時3分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

午前中に引き続き、その他報告事項に対する質疑を始めます。

まず、長期ビジョンについてございますか。

○右松委員 午前中の続きということで、長期戦略の48ページになりますけれど、これからの10年間の歳月の進み方はまた今までとは違った早さも出てくるのかなと。潮流がこれから極めて早い速度で、本当に予測が難しい時代になってくる中で、こういった戦略目標を立てられたことには大変敬意を表するところでございます。私たち議会も、戦略目標を県が立てた以上は、しっかりとそれを後押ししていく決意でやっていかないといけないという思いであります。やはり、目標設定が政策推進力につながることは間違いないわけでございまして、一方で本県の地域資源を最大限にしっかりと生かした政策目標であるのかもやはり考えていかないといけないと思っております。目標を設定した背景といたしまししょうか、バックボーンについて、この数字が具体的に61ページに、戦略目標の解説として出

ております。こういった背景の中で10年後の目標設定をされたというふうに認識をしております。

それで、この中身を見ていく中で、これが本当に可能な目標なのかと考えられるところもあれば、この目標設定でいいのかな、もう少し情報的に加味した形をとれないかなと思ったりもするところもあって、本県の地域資源がまず最大限に生かされているかどうかを考えたときにそう思います。

例えば、合計特殊出生率1.9、現在、29年は1.73でございますから、これはやはり大変な——これはそれこそ医療、子育て支援の充実もセットになりますし、場合によっては雇用とか経済も必要になってくる。これはかなり県の総合力が試される中で、そういうバックがあってこの数字が出てくる。先ほど緒嶋委員からありましたように、私も3子、4子の場合の手当も含めて即効性はあると思います。ですから、そういったことも含めて、1.9というのが可能なのかなというところもあります。10年後に検証していくわけですので、そこをやっぱり考えていかないといけないと。そして、例えば次の新規高卒者の県内就職率は65%で、これでいいのかなと思ったりする面もあります。やっぱり先進他県と比較した中で、もちろん受け皿も必要ですけども、キャリア教育も含めて65%という数字が本当に全力を出し切った数字なのかどうか。それから30億円以上へ成長した企業が今はゼロでございますけれども、目標値が10社でありますので、これもやっぱり県内の中小企業の育成が非常に重要になってきます。あとは観光が1,680万人でいいのかなと。本県の実力を発揮したときに、もっとこれはいけないのかなと思ったりするし、インバウンドに関しては29万人を80万

人にするという事は、もう大変な挑戦だと思うのです、これが可能なのかなと思ったりする。観光消費額が外国人の訪日との関連性を含めて1,800億円ですが、もっとこれは出せないものか。一つ一つを見ると、いろいろ考えてきます。いろいろな背景もあって、しっかりと練り上げられた上で目標設定されて、あとは設定したことに関して、私たち議会も一緒になって取り組んでいくことが非常に重要ですので、そういった意味で、これが可能なかなと思うところもある。もっともっと、これでいいのかなと思うところもあったりするわけでございます。ですから、今後いろいろと多少考えていきながら、途中で上方修正や下方修正があったりと、ちょっと考えていくところが出てくるのかもしれませんが、この辺の長期戦略の目標の設定の考え方について、教えていただけるとありがたいと思います。

○重黒木総合政策課長 戦略目標の設定の考え方でございますけれども、右松委員がおっしゃるとおりでございますして、確かに我々も設定する中でチャレンジングな目標と今のトレンドを維持してもう少し頑張っていくという少し現実的な目標といろいろな考え方がある中で、こういったことで設定したわけでございます。

基本的には、これは長期ビジョンでございますので、この5つの戦略について、まずは戦略全体を評価するに当たっての適切な指標を探して、こういった指標にしているところが一つございます。

もう一つ、アクションプランとかになれば、もっと細かい資料が出てくるのですが、あくまで2030年度までにこの5つの戦略の観点からどれがふさわしいかというところで選んでいるところでございます。

そういった意味で、お話にございましたとおり、確かに人口関係の合計特殊出生率ですとか、そういったところにつきましては、人口推計のところでは御説明しましたけれども、2.07を将来的には目指していく過程の中で、2030年度には1.9という目標を上げておりますけれども、なかなか厳しい目標だとは思っております。ただ、2.07に向かって行く中で、この目標を設定して、まずはここに向かっていくというところがございますので、そこは関係部局と話していきながら、施策の構築とあわせてやっていくのかなと思っております。

産業のところにつきましても、例えば30億円以上へ成長した企業とかにつきましては、現在、大体20億から30億弱のところ、20億ぐらいのところ、100社ぐらいはありますので、ここの10%ぐらいは30億には引き上げていこうというところの目標の設定の仕方でございます。

あと観光につきましては、正直言いましてちょっと最近苦戦しているところもございまして、なかなか達成が厳しいところもございまして、最近の状況を踏まえて、やっぱりここは目指していくべきだということを、関係部局とも話していきながら設定したところがございます。

特に、観光消費額につきましては、入り込み客数だけではなくて、入ってきた方々がどの程度お金を落としていただけるか——宿泊も含めてですけど、そういった取り組みを総合的にやっていかなければならないところを結果としてあらわせる指標は、観光消費額なのかなというところで設定したものでございます。

○右松委員 ありがとうございます。そういった数字の積み上げによる戦略目標の設定のあり方、そして九州他県の現状を含めて本県の立ち

位置を少しでもやっぱり上のほうに持って行く気概で私たちもいますので、それがうまく執り部とかみ合うといいなと思いつながら。何度も言いますが、目標設定をした以上は私たちもしっかりとそれに向けて全力を尽くして、さまざまな政策提言もさせていただく形のいい関係でできればいいな。ですから、その戦略目標の積み上げがしっかりとさまざまなデータの中で作り上げられたものであるということで、私たちは見させていただきますので、あとはもう一緒に頑張っていければと思いつているところでございます。

○前屋敷委員 今、長期計画の素案が示されたところなのでございますけれども、今度新しく「新しい「ゆたかさ」というのがメインに掲げられて、長期的な戦略になっているのですが、豊かさの土台を支えるには、やはりそれぞれの県民の皆さんの暮らしそのものが、最低限安定するものにならなければ、精神的なものだけでは——それも必要ですけど、その豊かさは生まれてこないのではないかなと思いつのです。

お話も出ましたけれど、今度の長期計画の中で子育て支援はやはり重要な位置づけがなされていると思いつんです。ですから、やはりこれまで私もかなり取り上げてまいりましたけれど、私的に考えれば目に見える形で子育て支援が強力に押し出されているとはなかなか言いつがたい。やはり先ほども話がありましたが、要の市町村では、現在の段階でも、子育て支援は重要な位置づけをされてきているのです。ですから、やっぱりその市町村を援助するというか、ともに子育て支援を進めていく立場も含めて、この総合計画の中に位置づけることが必要ではないかなと思いつのです。

市町村と県は上下の関係でも何でもありませ

ん。横並びでやっぱり一緒に県政を、県民、住民を支えていく立場で行政を進めるわけなんです。そういったやはり市町村で補えない分は県がフォローすると——財政的には県のほうがかなり規模も大きいですし、そういった意味では支援ができる立場ではないかなと思うのです。その人口減少の解消を1つとつても、やはり私は子育て支援には大きな位置づけがこれからも必要だと思いますし、より必要であると思うものですから、そういった点も含めて総合的な形で市町村とともに県政を進めるというような、さまざまな施策もあわせて構築していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松村委員長 関連して質疑はございませんか。

○蓬原委員 日本は技術立国とはいいいながら、先進国の中では生産性が非常に低いという。この人口減少をどうやって補うかというのにはいろいろあるわけですが、その中の生産性向上について、この長期戦略の中のうたい文句というか、どのあたりでどういうふうに位置づけられているか、そのところをちょっと教えてください。

○重黒木総合政策課長 まず、時代の潮流といたしまして、最近の科学技術の発展を踏まえて長期的な視点から戦略を構築していくべきだという認識のもとに長期戦略をつくっております。

特に、戦略の2のところに少し書いておりますけれども、今後の科学技術の進展といったものを踏まえて、ICTを初めとするいろいろな技術革新とか、イノベーションとか、そういったものにしっかりと取り組みながら産業の活性化を図っていく観点から、戦略2の、特に産業成長のところはつくっているところでございます。

長期戦略なものですから、少し具体的な施策

としてはわかりにくいところがあると思うのですけれども、例えば戦略内容の1のところですと、フードビジネスとか医療機器、そういったものの成長産業の育成を図っていくためには、背景のところにあるようないろんなイノベーションを取り込みながらやっていくという考え方でつくっておりますし、54ページになりますと、ICT等の先端技術も農林水産業のほうに大分入ってきておりますので、こういったところを取り組みながらやっていくということと、4番のところがございますけれども産業間とか産学官の連携を強化して、新技術とか新事業を創出しながら高付加価値化や生産性の向上をしっかりと支援していくという考え方で、長期戦略としては構築しております。これを踏まえて、また具体のアクションプランの中では、当然これから人口が減っていく中で、産業の付加価値を高めるためにはこういった生産性の向上とか、あるいは省力化、ロボット化、こういったものが必要になってきますので、こういった施策が構築できるのかを関係部局と話しながらアクションプランの中で反映させていきたいという考え方でございます。

○蓬原委員 産業振興ということですが、宮崎県はなぜ所得が低いのかという議論をしても長くなるわけだけども、早い話が生産性が低いわけです。さらに低いわけです。だから、そこを上げるためには、いわゆる県内の産業に携わる人、一人一人にそれが認識されないと生産性は上がらないということになる。私が言いたいの、それが結果的には生産性向上につながるという説明だと思うのですけれども、「生産性を上げないといけない」という言葉もかけ声として、この戦略の中に大きく必要なことではないのか。意外と当たり前のようでこの生産性の向上とい

うことはみんな見落としてしまっている。効率が悪いから生産性が低いわけですね。日本の中でも比べれば、先進地、生産性の高いところ低いところあるわけじゃないですか。だから、県民の皆様一人一人に「生産性を上げないといけないんだ」と、この人口減少対策の大きなかなめであるところの「生産性の向上」というものがどこかにあるといいなと私はこれを見て思ったものですから。結果として、そういったところで目指すものになるかもしれないけれども、やっぱり言葉としてそこに目指すものがあるのもいいのではないかなと思ったものです。宮崎県としては人口減少問題対策も確かに必要だけれども、生産性を上げることも非常に必要だと思ったものですから、どこかに組み込めませんか。

○重黒木総合政策課長 御指摘の趣旨でございましたら、先ほど午前中に御説明しました将来推計がございましたけれども、17ページになりますが、ここでは簡単にしか御説明しませんでしたけれども、ケース2を目指していく中で、もちろん人口の問題もございますし、人口が減っていく中で生産性を上げていくという視点からケース2の推計の中では経済活動の生産性を10%上げていこうと掲げて、その意味で人口が減っていても1人当たりの県民所得等については上げていけるような施策構築の必要性は訴えているつもりでございます。

また具体のビジョンとかアクションプランとかをつくっていったって、当然、産業界とか関係団体とかに説明をしていく場面がございますので、そういった中ではしっかりと御指摘の視点も踏まえて、まずは経済活動を活発化していくことが必要だが、そのためには生産性の向上というところにつきまして、関係団体とかと一緒になっ

てしっかりと県民の皆様と共有できるようにやっていきたいと考えております。

○蓬原委員 この生産性10%向上というのを見ましたけれども、私はかけ声として、宮崎県はもっと生産性を上げないとだめと、だから、「生産性向上」というか、例えば工場に行くとき昔では「品質向上」、「QC活動」とか何かスローガンがあるものでした。今でもあるわけだけれども、そういう「生産性向上」というのをうたい文句として、何かみんなに浸透することが必要なんじゃないかなと思っているものだから。もうでき上がっているから今さら書き込めませんと言えば、それまでだけれど、どこかに「生産性向上」みたいなものを入れられないでしょうか。やっぱりここに書いてあるということは、スローガンみたいなことになると思うのです。

「少子化対策」は大きなスローガンだと思うのですが、宮崎県にとってはこの「生産性向上」も大事なことだと思うのだけれど。

企業にいる人はわかるのだけれど、宮崎県はそこに弱さがあるかなと思っているものだから。

○日隈総合政策部長 総合政策課長が申し上げたとおりですけれども、今回の長計の目標は、16ページにありましたが、何をやりたいかでは、ケース2を目指していこうということでありませう。合計特殊出生率を2.07まで改善していきたい、目指していきたいということが1つ、もう一つは社会減について解消していきたいという目標、そして3点目として生産性について10%向上を目指していきたいという、この3つが柱でございます。生産性向上についての手法として、先ほど申し上げたような付加価値の問題であるとか、ICTとか、それは手段でありまして、この大きな3つの中で、人の関係でいうと高齢者であるとか女性であるとかも含めて活用

していく。それを成し遂げられないと宮崎県はこの2030年に100万人程度を確保していくことは難しいという形になっておるところです。

ですから、蓬原委員の御意見を承って、この長計の打ち出しとして、その点について、また一つ整理して強調した形でさせていただきたいと思えます。

○松村委員長 関連して質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、その他報告事項で、ほかに質疑はありませんか。

○緒嶋委員 国民文化祭ももう2年後には実施されるわけですけれども、市町村の取り組みがなかなか見えてこないのですが、これはかなり盛り上がっておるのかな。

○川口みやざき文化振興課長 先ほど御報告したとおり、今、市町村で実行委員会をつくっていただいております。全ての市町村ででき上がったところでは、それは文化団体が基本的な企画を持ち込んで、市町村と一緒に上げていくことで、今、その実行委員会の中でそれぞれ事業内容等を検討していただいているところでは、

○緒嶋委員 もう2年というのはすぐ来るわけですね。そうすると、大分に行かれた人もおるとかなと思うけれど、やはりやるからには記紀1300年とかもいろいろあるわけで、もうちょっと全体としてそういうムードが醸成されなければ、何かノルマがあるからやるぐらいでは盛り上がりがないのではないかなという気がするのだけれど、そのあたりは大丈夫なのですか。

○川口みやざき文化振興課長 県も、実は市町村のほうを全部周っていろいろ相談に応じたり、こちらのほうから逆に提案したりとかもしておりますので、各市町村の取り組みに正直濃淡が

あるところなのですけれども、国文祭をせっかくやりますので、これを機会にできれば文化振興と地域活性化にあわせて取り組んでいただければということで、こちらのほうからも提案したりしているところでもあります。

○緒嶋委員 特に今度の場合は、障がい者の立場等もいろいろ入れながらになると、相当全体がそれに向かって一極集中ではないけれど、やっぱり全体でそういう雰囲気をつくっていかねければ。フェスティバルやらをやったけれど人が集まらなかったというようなことではいけないわけで。今でも県が市町村に何とかしてくださいというような相談に行きよる程度ではないと。

○川口みやざき文化振興課長 実際は、かなり各市町村で具体的な事業が出てきていまして、中にはきらりと光るようなおもしろい事業もいっぱいありますから、できるだけ障がい者も一緒にできるような企画をやっていただきたいと思います。ということで、各市町村でいろいろ工夫して考えていただいているところでは、

○緒嶋委員 そのきらりと光るようなというのは、どういふのがあつわけ。

○川口みやざき文化振興課長 市町村とまだ調整がついていなくて、ちょっとなかなか。

○緒嶋委員 光つてないじゃない。

○川口みやざき文化振興課長 よく伝建地域とか文化財等を活用してやっていくとか、いろんなものとコラボしてやっていくとか、新しい文化を生み出していくとか、そういったものもいろいろ考えていただいているところでは、また市町村の事業については今年度末までに大体どこの場所ですついったことをやるついうのをお示しできるように今調整しておりますので、そのあたりで具体的な内容を見ていただければと思います。

○緒嶋委員 その批判をするとかではなくて、どうせやるなら立派なものを作ってほしいと、そのためにはもうちょっと頑張らないといかんんじゃないかという思いがあるものだから。ぜひ、宮崎県のそういういろいろなイベントがよかった、やっぱりさすがだと全国の人が言うように持って行ってほしいという願望を込めた激励の意味でございまして、よろしく申し上げます。

○松村委員長 関連して質疑はございませんか。

○武田委員 関連して、私も串間にいますとなかなか県の中央でいろいろなイベントがあっても、市役所の職員であるとか関係団体の方々は理解しているのですけれど、一般の市民になると、きょう、そんなのがあったのとかニュースで見たりして理解するようなことが多いんです。だから、プレフェスティバルとか開会式等を、各市町村に文化会館等がありますので、同時中継をしますとか。きんかんヌーボーのときには宮崎と日南と串間で同時中継してやったりすることがあるんです。ああいう感じで正式に決定じゃないでしょうけれど、開会式で皇室の方のお言葉があるのであれば、それを中継して各地域と一緒にそのことを聞いたり。最初の式典は宮崎市内でやられるので、そこに行けない方々もいっぱいいらっしゃいますから。この51日間に、どこでどういうのがいつごろあるという全体的なマップをつくっていただいて、県民を挙げてのお祭りごとというか。私たちも絡んでいる県の政策というのは昔でいえば祭りごとですから、お祭りを一緒に県民挙げてやっていくような機運醸成を、今やっておかないと急にやってもなかなか皆さんが追いついてこないと思うので。国体もそうですが、まずこれで県民の皆さんの一致団結というか、チーム宮崎という意識を高

めて、未来みやざき創造プランにも一緒になって県を挙げていくんだ、県民として私たちも一緒に頑張っていくんだという機運醸成の一つになればいいなと思っています。私もこれに一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

○川口みやざき文化振興課長 今、プレイベントはちょうど2年前ということで、ことしの10月から本格的にグッズをつくって配布したり、ステージイベントを設けて延岡とか都城とか宮崎とかでやったり、来年以降もいろんなそういった町なかのイベントや、商店街とかそういったいろいろな祭りとかに積極的に出向いて行ってPRはしていきたいと考えております。

それとパブリックビューイングのこともちょっとお話が出ましたけれども、開会式には制限があって入れませんので、全県的には難しいかもしれないですけど、宮崎市の会場以外でも延岡とか都城とか、またインターネット配信とか、あとはNHKも地元でしたら放送もするような形になると思いますので、そういったのを活用しながらPRして盛り上げていきたいとは思っています。

○右松委員 当然、宮崎のすばらしさを全国に発信するよい機会だと認識する中ですが、2年を切っていますよね。今後のスケジュールを見ますと、来年の5月には大会実施の計画を決定するというところであります。

先ほど来、話がありましたように、ある程度、規模を盛大にやっていくのか、51日間という中で、もちろん市町村との連携も大事になってきますが、県の事業予算としてどういうふうな形で現在考えておられるのか。そこをわかる範囲で教えてもらえたらありがたいです。

○川口みやざき文化振興課長 開催費の見込み

だと思えますけれども、事業規模と内容によって予算規模が変わってくると思えます。現時点では、まだ全体が固まっていないのですけれども、今年度開催のお隣の大分県は国、県、市町村で約13.6億円となっております。

今後、実行委員会や企画会議等と調整をしながら具体的な事業内容と予算についても検討していきたいと思っております。

○右松委員 わかりました。他県の状況も把握されているようでありますので、あとは本県ならではの——今回、記紀編さん1300年の最終年度になりますので、しっかりと本県のすばらしいところをPRするためにある程度必要な経費をかけることも必要だと思いますので、そこはお願いしたいと思えます。

○松村委員長 関連して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、その他報告事項で、ほかにありませんか。

○緒嶋委員 今度の国体に向けての延岡の体育館だけでも、ここではバスケットが開催されるわけですか。国体の場合はもう何をやるか競技は決まっているわけですか。

○岩切国体準備課長 国体の開催競技につきましては、ただいま競技団体と市町村等を含めて会場地の選定を進めているところで、今までに第2次選定案までお示しをさせていただいております。その中で、今18競技で42種別を決定しているところです。今、3割が大体決まっている状況にございまして、残りがまだございます。延岡につきましては、まだこの体育館で何をやるかは決まっておりません。

○緒嶋委員 そのことだけ言えばよかった。

それで、恐らくバスケットになるだろうと思っているのですけれど、駐車場はどのような

のかと。この敷地内ではとてもではないが800台はかなりの面積が要るわけで、そのあたりは今のところどういうふうにして市の調整は進められておると。

○岩切国体準備課長 駐車場につきましては、この敷地内と敷地の周辺部について延岡市のほうで駐車場用地を確保していただくことで今進んでおります。

○緒嶋委員 それはまだ明確ではないわけですね。延岡市のこの図面の位置図の中で、どこあたりというのはわからないわけですね。

○岩切国体準備課長 確定はしておりませんが、この敷地の周辺で確保していきたいということで進めております。

○緒嶋委員 その用地については、延岡市がいれば提供することは話がついておるわけですか。

○岩切国体準備課長 用地については延岡市のほうで対応していただきます。

○緒嶋委員 わかりました。

それと、プールですけれども、錦本町県有地全部をプール用地として使用することになるわけですか。

○岩切国体準備課長 この錦本町の面積が約5万8,000平米あるということになっています。プールについて、まだ面積的なものは決まっておられませんけれども、この7月に行いました官民対話の中で想定いたしましたのが、1万平米という規模でございます。ですので、錦本町の県有グラウンド全てをプールで使うことにはならないと思っております。

○緒嶋委員 それと、どういう方向につくるのかもわからないわけですか。

○岩切国体準備課長 この錦本町のどこにプールをといるところも含めて、まだ確定はしておりません。

○緒嶋委員 ここは陸上競技場と野球場があるわけで、両方ともに影響があるのかどうか、これは微妙なところだと思うのです。

それと、私が聞くところでは、宮崎工業の陸上やいろいろな学校で利用するということがあります。そこ辺も含めた調整は当然出てくるだろうと思うのですけれども、やはり頭の中にあるわけですか。

○岩切国体準備課長 現在、宮崎工業高校の第2グラウンドという位置づけもございます。この宮崎工業高校等への対応も含めて、今後、これは庁内各課に関連するところが出てまいりますので、検討する会議、場を持っていきたいということで今準備をしておるところでございます。

○緒嶋委員 それと、この全体——陸上競技場、体育館、プールを含めて、今までの委員会では500億から600億というアバウトな数字があったのですが、今もその数字は変わらないわけですか。

○岩切国体準備課長 今の段階では具体的な数字はほかに持ち合わせておりません。

○緒嶋委員 いずれにしても、いかにいいものをつくるかという前提は当然であるし、また、基準にのっとったものができないといかんわけですけれども、やはりコスト——建築費というか建設費というか、そういうものをいかに低くするかが宮崎県の財政を考えた場合には大きな視点にならないといかんと思うのです。だから、アバウトに500億とか600億とか一口に言うけれども、これはもう宮崎県にとっては巨額な金です。

今度、大阪万博の、全体の設備費等で1,200億ぐらいというわけ。これは施設だけで、社会資本のあれを別にして。600億というと、その半分ぐらいを国体のために使うようなものになる。

それだけ宮崎県としては大変な巨費なわけですよ。だから、それをいかに縮小するか相当考えないと。宮崎県には、今、交通安全施設で信号機をつけてくれというのが300カ所以上あるわけです。1カ所が1,000万にしても30億あればみんなできるわけです。もう山之口の整備費の金があれば、そういう県民の生命や安全を守るための費用は賄えるぐらいの金になるわけです。それだけ巨額なものと考えた場合には、いかに予算を縮小して県議会に提出していただかなければ。これは執行部だけの責任ではない、県議会も当然可決する以上は責任が伴うわけなので、そこ辺は十分考えて、粗悪なものをつくれというわけではないけれども、やはり相当考えないと。県民の立場から見れば、やはりいろいろと大きな課題も出てくるだろうと思うので、執行部としてそこ辺を一番考えながら当然やるべきだと思いますが、どうですか。

○日隈総合政策部長 御指摘のとおり、総額としてかなりかかりますので、できるだけ圧縮していくことについては、まずいろんな工夫とか技術的なものとかを入れていくことがあろうかと思えます。

そして、かかった費用の中で、国からの補助金、国土交通省の社会資本整備総合交付金をどれだけとれるかがありますので、これについては全力を挙げて、1円でも多くいただけるような取り組みをしっかりとやっていく必要があると思えます。

もう一つは、地元負担になったときの県の負担については、できるだけ交付税措置の高いもの、そういった起債をしっかりと確保できるように取り組む必要があるかと思えます。

あとは、先ほど出ました都城市の負担の問題であるとか、延岡市の負担の問題とか、これは

また協議していきたいと考えています。

そして、プールについては、当然初期投資の話もあるのでありますが、後々、ランニングの関係、水と電気代がかなりかかる可能性があります。その点も含めて、今回このプールについては、官民対話ということで初期投資——インシヤルコストといいますけれど、初期経費の問題と後々の運用面でのランニングコストを何とか民間の力も借りながらということでのいろいろ御意見を承ったところでございます。

民間の力でそういう工夫がもし可能であれば、それはそれとしてまた検討していきたいということを含めて、経費についてはまず圧縮をかけることとそういった工夫、あるいはそういった民間の力を借りることに全力を挙げて、できるだけ経費については圧縮をかけていきたいと思っております。

○緒嶋委員 それと、今度、国のオリンピックの総合競技場なんかでも木材を使うということで、宮崎県の杉も使っていただくことになっておりますが、やっぱり体育館なんかはかなり木材を。日本一の杉生産県で木を1本も使っていないということでは——そこには気がついてないのではないかという気がするから。できるだけ宮崎県らしい体育館にすることにもやはり配慮すべきだと思うのですが、そのあたりは検討されておるわけですか。

○岩切国体準備課長 県産材を含めた、いわゆる地産地消という考え方は、県土整備部のほうでも盛んに言っていますので、そのあたりは十分に考えて今後対応していきたいと思っております。

○右松委員 私も宮崎市ですからプールについてちょっと伺いたいと思います。

基本策定スケジュールでいきますと、来月、

素案の整理をされるということで、整備基本計画が大詰めを迎えている状況だと思います。年度内に取りまとめるということでもありますので、現状で答えられる範囲で結構です。この基本計画骨子案の中に競技施設の規格等がありますが、このプールに関しては屋内対策はもちろんだと思いますけれども、飛び込み台とか、そこ辺も含めて国体、とりわけ国際競技、国際大会が開けるような規格でいくのか、どういうふうを考えておられるのか。そこまでまだ行っていないのか。そこを教えてもらえるとありがたいです。

○岩切国体準備課長 プールの規格について、国際規格にまで持って行けるかどうかは今後検討をしていくことになろうかと思っておりますけれども、まずは国体の競技を行う大前提がございまず。50メートルプールと25メートルプールは必ず整備をする形になるものと考えております。

今、委員からもありました飛び込みの部分でございまずですが、現在、飛び込みについては県内に競技者がおられないということで伺っております。

現在の県総合運動公園にあります飛び込みのプールにつきましても、もう相当期間閉鎖という形をとっておりますので、飛び込みプールを整備するかどうかにつきましては、この基本計画の中で検討して明らかにさせていただきたいと考えております。

○右松委員 わかりました。

それから、もう1点、その他の部分で、施設の活用の取り組みということで、先ほど緒嶋委員からも質問がありまして、日隈部長が答弁をされたわけでございますが、建設した後の利活用、やはりランニングコストが相当かかってきますので、余り過大なお荷物になってもいけませんし、1つは商業施設も絡めた形の複合型に

していくのか。あるいは、PFIの話が出ましたけれども、民間資本の見通しがどこまで現状で立てられるのか。いずれにしても建てた後どういうふうにそれを維持していくか、将来的なビジョン、先ほどの建設手法も含めて現状をどう考えておられるのか、教えてください。

○日隈総合政策部長 右松委員のおっしゃるとおり、後対策は非常に重要であろうと考えております。

プールをスポーツだけで使うということには恐らくならないだろうと思います。先ほど健康年齢の問題もありましたけれども、これからスポーツと健康、そういった観点で今回のプールについては後活用が出てこようかと思えます。民間からは、それプラスアルファということのいろいろ御意見もいただいておりますので、実際そこまでやるかどうかも含めて検討していきたい。先ほど申し上げましたように、そこで何か生み出すものがあれば、それをランニングコストに充てていくことも含めて、民間の力も借りる必要があるのかなというふうに、現状、検討の一つの手法として考えているところでありますが、いずれにしましても先ほど担当課長から申し上げましたとおり、一定の方針をできるだけ早くまとめて、また議会にも報告させていただきたいと思っております。

○右松委員 わかりました。ありがとうございます。

○前屋敷委員 先ほどの会場の件ですけれども、18競技で42種目が決定されたという御説明だったのですが、前の特別委員会でボート、レガッタというのですか、前の国体で確か使った新富町のコースも調査をさせてもらったのですけれども、何かそのボートの会場が今度は新富ではないというのを、細かいことですがちょっと

耳にしたので、会場の決定は自治体とはどのような形で進めていかれるのかを聞かせていただけますか。

○岩切国体準備課長 会場地の選定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今、第2次の選定まで御報告をしているところなのですけれども、今後残りの部分について市町村、それから競技団体も交えて、競技団体としてはどこでやりたいのか、市町村も何をやりたいのかという調整はこれからも適宜進めていく形になります。

ボートにつきましては、今のところまだ決定をしていない状況でございます。

○前屋敷委員 わかりました。ちょっとほかの会場も耳に入ったものですから、あそこにコースがあるのになというふうに思ったものです。そういうものの利活用はそのままなのかと思ったので、ちょっとお聞きしました。結構です。

○松村委員長 関連してございませんか。

なければ私から、プールのことで。もともとあそこは県営グラウンドでしたからプールがありましたよね。いわゆる元に戻ったというところだと思うのですけれど、プールはなかなか集客力がないんです。集客力のないところで年間を通してランニングコストも含めてペイできるかというとなかなか難しい施設だなとは思いません。それと、場所としては最高の立地ですよ。もしあその場所をいただけるものだったら、多少お金を出してでもほしいという民間の人はいっぱいいますよね。というぐらい、すごく利便性がよくて一等地なんです。すごくいい場所で、価値のある土地は、民間の人は何かを使ってでも企画して、住宅施設でもいいし、総合商業施設でもいいし。ただ、プールだけでは、例

えば屋根がなかったり温水ではなかったら夏場しか使えない。冬場もやろうとしたら、また電力が要ると。プールだけでは、屋根がないと365日、24時間できないというのがありますよね。今、部長から言われましたように競技だけではなくて、健康施設としてだったら何とかいけるのではないかという民間の方がいるかもしれないし、また、それ以外のものもトッピングしていろいろできるのではないかという方もいるかもしれない。宮崎駅も非常に近いので、そこまで駐車場が要らないという条件もあるし、あの一等地ですから。この基本構想の中では、50メートルのプールと25メートルのサブプールだけあって、あとは自由にやってくださいというプロポーザルを皆に投げかけてやると考えていいのですか。

○日隈総合政策部長 委員長のおっしゃるのも一つの案だと考えておりますので、要するにPFIとか民間との連携の形で進めるのか、直営とするのかということをもう少し詰めて方向を出していきたいと思っております。

○松村委員長 あその土地の価値は非常に高いと思うのです。例えば、50年とか100年、金額はわかりませんが、長期借地権契約をして上物はこことこだけは契約の額でしなさい、あとは自由に任せますと。そういう形で家賃をとりますので、県に収入が入ります。上物の使途として、それなりの利益をとってくださいということもできますし、県がプールに100億使ってランニングコストも持って、ずっと運営することもできます。やり方はいろいろですけども、ただやっぱり県民が、プールだけではなく健康施設であったり、何かあそこに来るとおもしろいと利用するいい施設にしてほしいのと、余り国体だと意識しないでもいいのではないかと

という発想もあるので、そのことも十分考慮して。お金がかかってもいいのです、その分入ってくれば、入らないのだったら、もうお金をかけないとか。すばらしい場所ですから、それを考慮して、ぜひ御検討いただきたいと思います。回答はいいです。

○緒嶋委員 もともと木花に運動公園をつくる時に、あその錦本町を売ってから木花につくれというのが黒木知事のころに議論になったのです。あそこを売れば、木花にあれだけの施設をつくるだけの金が出るのではないかということも、もともとあったのですけれど。あそこを売らないまま来たから、今あることはいいことだけれど、そういう議論も県議会では前々、昭和50年代にはあったわけです。そうだけれど、あそこを売らないでもできるということだったから、今あることは大変いいことです。あれを売ってたら何もなかったわけですから。そういう歴史もあるということです。

○松村委員長 関連して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他報告事項で、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、次に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時2分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次は、総務部です。それでは、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明をお願いします。

○畑山総務部長 本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明をいたします。

おめくりいただきまして、目次をごらんください。

まず、1の予算議案についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は2件ございますが、詳細につきましては後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、宮崎県税条例の一部を改正する条例など4件を提出しております。

次に、3の報告事項では、県有車両による事故の損害賠償額を定めたことについて、さらに、4のその他報告事項では、ここに記載しております、今後の行財政改革の取り組みについてなど4件につきまして御報告させていただきます。

それでは、平成30年度11月補正予算案の概要につきまして、右側の資料1ページをごらんください。

初めに、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

この補正は、国庫補助決定等に伴う経費について措置するものであり、補正額は一般会計で29億1,013万2,000円の増額であります。

また、この補正による一般会計の歳入財源としましては、分担金及び負担金が2,570万円、国庫支出金が18億5,854万8,000円、繰入金が9億3,478万4,000円、県債が9,110万円であります。

次に、議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。

この補正は、台風被害対策及び人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う経費について措置するものであります。補正額は一般会計で16億4,422万8,000円の増額であります。

また、この補正による一般会計の歳入財源としましては、国庫支出金が8億740万3,000円、繰入金が8億3,682万5,000円であります。

これらの結果、11月補正後の一般会計の予算の規模は5,952億1,940万1,000円となります。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳でございますが、まず、議案第1号につきまして、その主なものを申し上げますと、上から4段目の衛生費は、県全域を網羅した周産期医療体制の構築を図るため、県南及び県西地区等において一次分娩取扱施設の胎児心拍数モニターを二次及び三次医療機関で監視できるネットワークシステムの整備を支援するための経費等を計上するものでございます。

1つ飛びまして、農林水産業費は、下流に人家等のあるため池のハザードマップ作成や補強工事等を実施するための経費及びえびの市堂本地区の農業用水確保に向け、水質監視機器や緊急取水停止装置を設置するための経費を計上するもののほか、本県農水産物の機能性やおいしさを見える化するため、「めいつ美々鱈」の脂質含量を自動測定する装置の導入やEU圏における宮崎牛の部位別のおいしさ評価、へべす、鶏肉の機能性成分の加工形態別分析等を実施するための経費を計上するものであります。

次に、議案第22号につきましては、まず、台風被害対策分は、農林水産業費として、本年9月及び10月に発生した台風第24号、25号により被災した特用林産物及び農産物の生産施設等の復旧等を支援するための経費を計上するもので

ございます。

次に、給与改定分は各費目とも、人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与改定等に伴う経費を計上するものであります。

5ページをお開きください。

総務部における11月補正予算の課別の集計表であります。

今回お願いしております総務部の補正額は一般会計のみで、表の補正額の欄にありますように、議案第1号と第22号を合わせまして、2,322万3,000円の増額補正であります。この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせた11月補正後の予算額は、一番下の段の右から3列目になります。2,502億9,003万2,000円となります。

予算議案の概要につきましては、以上でございます。

なお、特別議案等の概要につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明をいたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○吉村財政課長 常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

議案第1号及び議案第22号の歳入予算を御説明いたします。

まず表の太枠内の議案第1号の欄を縦にごらんください。自主財源が9億6,048万4,000円の増額で、その内訳として、分担金及び負担金が2,570万円、繰入金が9億3,478万4,000円、依存財源が19億4,964万8,000円の増額で、その内訳として、国庫支出金が18億5,854万8,000円、県債が9,110万円となっており、この補正による歳入合計は、一番下にありますとおり、29億1,013万2,000円になります。

次に、議案第22号の欄をごらんください。

自主財源が8億3,682万5,000円の増額で、その全額が繰入金となっており、依存財源は8億740万3,000円の増額で、その全額が国庫支出金となっております。この補正による歳入合計は、一番下にありますとおり、16億4,422万8,000円になります。

これらの結果、補正後の一般会計の予算規模は、その右の欄にありますとおり、5,952億1,940万1,000円となります。

4ページをお願いします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別の概要になります。

まず、分担金及び負担金は、議案第1号におきまして2,570万円の増額となっており、防災重点ため池のハザードマップ作成や補強工事及びえびの市におきます農業用水確保に向けた水質監視機器等の設置に係る関係市町からの負担金になります。

次に、繰入金は、議案第1号におきまして9億3,478万4,000円、議案第22号におきまして8億3,682万5,000円のそれぞれ増額となっており、補正予算案に計上しました各事業の財源として、説明欄に記載の各基金から繰り入れを行うものであります。

次に、国庫支出金は、まず議案第1号におきまして18億5,854万8,000円の増額となっており、主なものとしまして、説明欄の2つ目の二重丸の国庫補助金のうち、衛生費国庫補助金は地域医療介護総合確保基金への積立金に係る補助金であり、次の農林水産業費国庫補助金は、防災重点ため池のハザードマップ作成や補強工事等と、えびの市におきます農業用水確保事業に係る補助金であります。

また、議案第22号におきましては、8億740万3,000円の増額となっており、説明欄の中ほど

より下の国庫負担金の教育費国庫負担金は、義務教育諸学校の教職員の給与改定に係る国庫負担金であり、次の国庫補助金の農林水産業費国庫補助金は、台風24号により被災した特用林産物及び農産物の生産施設等の復旧支援等に係る補助金になります。

次に、県債は、議案第1号におきまして、9,110万円の増額となっており、防災重点ため池の補強工事及びえびの市における農業用水確保事業の財源として、県債の発行を行うものであります。

議案第1号及び議案第22号の歳入予算の説明は、以上であります。

○丸田総務課長 11月補正予算案のうち、議案第22号につきまして、総務部全体を一括して御説明をいたします。常任委員会資料の7ページをごらんください。

議案第22号は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正でございまして、今回の改定により、給料等の月例給が0.15%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.05月の引き上げとなります。

この結果、一番下の合計の真ん中の欄になりますが、2,242万1,000円の増額となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○河野人事課長 人事課関係の議案の内容につきまして、常任委員会資料で御説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

議案第27号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。平成30年4月の民間給与の調査におきまして、県職員の給与が民間の給与を下回っていたことや、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、人事委員会か

ら職員の給与に関する勧告等がなされたところでもあります。

県といたしましては、国や民間の給与との均衡等を考慮し、勧告どおり職員の給与を改定したいと考えておきまして、今般、職員の給与に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず、(1)給与等であります。人事委員会勧告に基づき、月例給を0.15%引き上げるものであります。

具体的には、①給料表は国に準じて改定し、若年層を中心としつつ、全ての号給について引き上げを行います。②の初任給調整手当は、医師及び歯科医師に係る手当につきまして、国に準じた改定を行います。また、③の宿日直手当につきましても、国に準じた改定を行います。

次に、(2)の特別給、いわゆるボーナスにつきまして、人事委員会勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を0.05月、再任用職員につきましても0.05月引き上げるものであります。

具体的には、一般職員を例にしますと、表の改正後の欄にありますとおり、平成30年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数、太枠のところでございますが、0.05月引き上げ、0.95月とし、年間では一番右の計の欄になりますが、期末手当と勤勉手当を合わせまして4.45月となります。

また、31年度以降は、一番下の欄になりますが、引き上げます0.05月分を6月期と12月期の勤勉手当に割り振り、それぞれ0.925月とします。

また、期末手当につきましては、これまでの月数を6月期と12月期に均等に割り振ることとし、年間の計では、平成30年度と同様、期末・勤勉手当で4.45月となります。

次に、右側でございますが、(3)の給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の廃止についてであります。

まず、給与制度の総合的見直しと申しますのは、平成27年4月から国に準じて実施しております給与の制度改正であります。これにより給料が平均2%引き下げとなっているものであります。

この激変緩和のため、総合的見直しがなかったとした場合に、平成27年4月1日に受けることとなる給料月額を経過措置として保障してまいりましたが、国等の状況を踏まえ、人事委員会から廃止の勧告がなされたことに伴い、これを廃止するものであります。

なお、本県においては、現在、約3,000人が月額で平均6,000円程度の経過措置額を受けており、すぐに完全廃止となれば、職員にとって相当程度の影響があること等を考慮し、平成33年3月31日までの間、従前の経過措置額から毎年度2,000円ずつ減額して支給する特例を新たに設けることとしております。

また、給与制度の総合的見直しの実施による退職手当額の影響を緩和するため、平成27年3月31日時点の退職手当額を保障することとしていましたが、今回、この経過措置もあわせて廃止することといたしました。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など関係する5つの条例でございます。

また、4の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用するとしております。ただし、平成30年12月期分の特別給の改定は、平成30年12月1日から適用し、平成31年度以降分の特別給及び経過措置廃止については、平成31年4月1日から施行

するとしております。

なお、退職手当に係る経過措置廃止につきましては、平成31年4月1日以降の退職について適用することとしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第29号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。知事等の特別職の期末手当につきましては、これまでも国の特別職に準じて改定してきたところであります。今般、国の特別職について支給月数の改定が行われることから、これを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。国の特別職に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。

具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、平成30年度につきましては、12月期の支給月数を0.05月引き上げ、1.775月とし、年間では3.35月となります。

また、平成31年度以降は、一番下の欄になりますが、引き上げます0.05月分を6月期と12月期に割り振った上で均等になるようにし、年間では平成30年度と同様、3.35月となります。

次に、3の改正を要する条例であります。知事に関する条例など6つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。公布の日から施行し、平成30年12月1日に遡及して適用するとしております。ただし、31年度以降分の改正につきましては、平成31年4月1日から適用するとしております。

人事課からの説明は以上であります。

○吉村財政課長 ページを戻っていただきまし

て、委員会資料の11ページをお願いいたします。

議案第16号「当せん金付証券の発売について」御説明をいたします。

1の提案理由にありますとおり、平成31年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

2にありますとおり、発売金額は100億円以内としており、3にありますとおり、今年度の議決額と同額となっております。

説明は、以上であります。

○横山財産総合管理課長 委員会資料の8ページをお開きください。債務負担行為補正について御説明いたします。

防災拠点庁舎建設事業につきまして、工事費等に増額の必要が生じたことから、表に記載してありますとおり、平成31年度までの限度額として、1億1,956万5,000円の債務負担の追加をお願いするものであります。

その内訳について御説明いたします。下の債務負担行為補正(追加)の内訳をごらんください。

1つ目が、1、工事費増に伴うものであります。金額は5,100万円で、地中障害物の撤去や杭長変更などによるものであります。

2つ目が、2、諸経費増に伴うものであります。金額は6,856万5,000円で、5号館移転工事のおくれや杭長変更等により、約5カ月の工期延長が必要となりましたことから、これに伴う経費を増額するものであります。

また、変更後の工期は2020年3月31日までを考えておりまして、本議案が可決になりましたら、請負業者との仮契約を経て、2月議会に変更契約に係る議案を提出する予定としておりま

す。

3、参考の(1)の庁舎建設工事費の毎年度の内訳をごらんください。太線で囲んだ部分が今回追加をお願いしているもので、これにより契約額は、表の一番左の当初契約額109億5,789万6,000円から、表の一番右の110億7,746万1,000円となる見込みであります。

次に、(2)工事スケジュールをごらんください。防災拠点庁舎建設工事の工期が2019年度末まで延長になることに伴い、5号館改修工事や南庭園改修を含む外構工事の完成が、当初予定しておりました2019年度末から2020年4月以降となる見込みであります。今後とも品質及び安全性の確保を最優先に、2020年度早期の供用開始を目指して、進捗管理に努めてまいります。

次に、繰越明許費補正について御説明いたします。右側のページをごらんください。

防災拠点庁舎整備事業につきまして、先ほど御説明しました5号館移転工事のおくれなどにより、20億1,924万1,000円の繰り越しをお願いするものであります。

説明は以上でございます。

○棧税務課長 議案第3号につきまして御説明いたします。委員会資料の10ページをお開きください。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税法の改正に伴い、引用している控除対象配偶者の名称が変更されること等に伴い、関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容のうち、(1)の県税の減免規定に係る改正についてですが、今回改正予定の条例第23条の表第2号は、個人事業税の減免対象者について規定したものであります。

改正内容といたしましては、減免基準などの内容に係る改正ではなく、この条文で引用している控除対象配偶者の文言や引用語を改正するものであります。

参考までに、引用部分の地方税法の改正概要につきまして、委員会資料の下半分に、新旧対照表を記載しております。ごらんください。

表の右半分が来年1月1日からの改正内容になります。改正後は、これまで「控除対象配偶者」といっておりましたものが、「同一生計配偶者」に名称が変更されます。内容の変更はございません。また、改正後の控除対象配偶者は、前年の合計所得金額が1,000万円以下である道府県民税納税義務者の配偶者と新たに定義づけされております。今回改正予定の減免条例とは関係がなくなるものでございます。

さらに、扶養親族に係る地方税法の規定が、号ずれによりまして、法第23条第1項第8号から法第23条第1項第9号へ改正されます。こちらにつきましても、号ずれの改正のみで、内容の変更はございません。

上に戻っていただきまして、2の(2)のその他所要の改正でございます。その他所要の改正につきましては、例えば、ひらがなであったものを漢字で表記し直したり、「によって」という文言を「により」に改めるなど、適正な表現に改めることとしております。

最後に、3の施行期日は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしております。

税務課からは以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○高林危機管理局长 危機管理課の補正予算について、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。

危機管理課の補正額は80万2,000円の増額でありまして、補正後の額は右から3列目の6億5,696万3,000円となります。

補正の内容につきましては、常任委員会資料のほうで説明をさせていただきます。委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。国民保護訓練・啓発事業について補正をお願いするものでございます。

今回の補正の内容は、1から3に記載しておりますとおりに、国民保護訓練経費について、国庫負担決定に伴いまして、80万2,000円の増額をお願いするものでございます。

今回の補正予算に係る財源は全額国庫で、国民保護訓練・啓発事業の補正後の予算額は、1の表に記載のとおり、630万円となります。

次に、4、平成30年度国民保護訓練の概要について、御説明いたします。

今回の訓練は、国及び関係機関と連携して、集客施設等における爆破テロ等を想定した国民保護の実働訓練を実施するものでありまして、訓練の実施日は、来年1月31日木曜日を予定しております。

訓練では、(3)に記載しておりますとおりに、第1事案としまして、JR宮崎駅での不審物発見への対処、第2事案として、イオンモール宮崎での爆発発生への対処、第3事案として、コテージヒムカでのテログループの立てこもり発生への対処を想定し、情報伝達訓練や負傷者の応急救護・搬送訓練、避難誘導訓練などを行うことを予定しております。

訓練内容等の詳細につきましては、現在、(4)に記載しております国や警察、消防、自衛隊、宮崎市などの関係機関と検討、調整を進めているところでございます。

この訓練につきましては、国からも、ラグビ

ーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据え、テロ対策の一層の強化及び対処能力の向上を図るために、国民保護訓練に積極的に取り組むよう要請がなされているところであり、県といたしましても、キャンプ地として万全の対策をとる必要がありますので、緊急対処事態等が発生した場合に、関係機関が連携して国民保護に関する措置を、的確かつ迅速に実施できるよう体制整備を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 ただいま危機管理課から説明があった件ですが、事案発生場所が3事案あるけれど、3カ所でやるわけですか。

○高林危機管理局長 3つの場所を想定して行うことにしております。

○緒嶋委員 これは参加機関、人員はどれぐらいになるわけですか。

○高林危機管理局長 今、具体的にはまだ調整しておりますけれど、関係機関としては50機関ほど、それと参加人員は約400名を想定しております。

○右松委員 関連ですけれど。イオンモール等は、かなり今人が多いのですが、時間帯が8時半から12時までということで、一般市民を含めて、どういうふうな形式で事前通告をやられるのか、そこを教えてもらおうと考えております。

○高林危機管理局長 イオンモール宮崎とは、以前から打ち合わせをしております、一般の方というよりも、まだお客さんが来ていない状況ですので、従業員の方等に協力をいただいて、

この時間で実施することで、今詰めているところでございます。

○右松委員 わかりました。8時半から12時までということで、恐らく営業時間前かなとは思いましたが、3事案含めてですね。

○高林危機管理局長 今のイオンモール宮崎につきましては、予定の時間としましては、8時50分から9時50分までには終わることで調整をしております。一般の方には影響を与えない形で考えております。

○右松委員 わかりました。あわせて、JR宮崎駅は、通常客が出入りしていますので、このあたりはどういうふうに進めていかれると想定されていますか。

○高林危機管理局長 JR宮崎駅につきましては、8時40分に爆発等もある不審物が発見されたという想定でございますけれど、これについては、約9時ごろまでを予定しております。ここについては、今もまだ調整しているところでございますけれど、エキストラの方とか、職員の方の誘導とかを、今詰めているところでございまして、一番通勤時間の方に影響があるかと思っておりますけれど、なるべく影響を与えない形での実施を考えているところでございます。

○右松委員 かなり実践的な実働訓練ですから、お客さんが混乱しないようにしつつ、ただやはり訓練は必要だと思いますので、うまくスムーズにやってもらうといいのかなと思います。

○高林危機管理局長 今御意見があったことにつきましては、JR宮崎駅の方々と十分調整をして、混乱を招かないようにやっていきたいと思っております。

○右松委員 わかりました。

○松村委員長 議案について、ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○丸田総務課長 損害賠償額を定めたことについて、御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の15ページをお開きください。県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

これは、ことし4月に宮崎県税・総務事務所の職員が、公用車で県庁本館駐車場を出まして宮崎県建設会館前の交差点を右折しようとした際に、前方から対向車線を直進してきた相手方の電動自転車と接触したものでございます。

事故の原因は、職員の前方の安全確認不足によるものでございまして、過失は県側にございます。

損害賠償額は人身損害が74万3,764円、物件損害が1万640円、合計で75万4,404円、でありまして、全額保険により支払われているところであります。

なお、公用車側の損害でございますけれども、今回の事故では、公用車の前方右側に相手方の電動自転車の前輪タイヤが接触をいたしました。が、公用車の速度が10キロに満たない速度であったこともございまして、公用車に損傷は見られず、損害は発生いたしておりません。

交通事故防止、交通安全の確保につきましては、日ごろからさまざまな機会に注意を喚起しているところでございますけれども、再発防止に向けまして、職員に対する指導を、さらに徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に対しての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 この報告の間ではたまたま1件しか交通事故はなかったということですか。ほかのところでは、交通事故の損害の発生はなかったということですかね。

○丸田総務課長 平成30年11月定例県議会提出報告書をごらんいただきたいと思います。

これの別紙1になりますけれども、2枚めくっていただきまして、損害賠償額を定めたことについてということで、ここに事案内容が示されておりますけれども、それをめくっていただきまして、4ページの一番最後に、私が今御報告いたしました県有車両による交通事故について記載をさせていただいておるところでございます。

○緒嶋委員 これは総務政策常任委員会での報告だから、我々がこれを全部見ていなかったからだけれど、やはりなかなか事故が減らんわけですよね。そして、この損害賠償は保険だけれど、県有車両全体の損害額はどのようになったのか。

○丸田総務課長 私が説明したものについては、損害額はありませんけれども、全体での損害賠償額については、承知していないところでございます。

○緒嶋委員 承知していないということであるけれど、予算的にはどこかで、自分の痛みは自分で払わないといかん面も出てきておると思うけれど、その経費はどこに計上されるわけ。

○丸田総務課長 相手方の損害賠償額につきましては保険で支払っておりますけれども、県側の損害につきましては、各所属の予算で措置をする形になると思います。

○緒嶋委員 その予算額はどこかと聞いておる。

○丸田総務課長 この損害に要した経費につきましては、各所属に確認をしないと、ちょっと

私のほうでは把握はできないところがございます。

○緒嶋委員 それはどこかでトータルとしてどれだけ支出しておるとかということもわからないわけですか。

○丸田総務課長 損害賠償額につきましては、賠償等審査会を開いて、審査の上で額の決定等を行っておりますけれども、会計管理局のほうで、損害額なり県側の損害額等については把握しているものと考えております。

○緒嶋委員 そこでないとわからないわけだろうか。

○丸田総務課長 私は、この事案については承知しておりますけれども、全体については、物品管理調達課のほうが所管をしているのではなからうかと思っております。

○緒嶋委員 私はやっぱり事故が多過ぎるといつも思っているのですよ。年間何十件か事故があるわけで、ここら辺も含めて、昔は技術員が運転しよったこともあるので、一般の人に本当は無理を言うてはいかんのかもしれないけれど、やっぱり事故はできるだけ減らしたほうがいいわけですよ。それが毎回、こういうように損害賠償額が出るし、また言ったように、自分たちの車は、今度は保険で対応できないところもあるわけですよ。その金額がどれくらいかという気がするものだから。そういうふうな数字はどこに聞けばいいですか。この委員会では説明できないわけだな。

○丸田総務課長 確認してみないと、はっきりは言えませんが、会計管理局のほうでは把握しているのではなからうかと思っております。

○緒嶋委員 会計管理局は来てないわけかな、別だからな。それは後で、ちょっと直接聞いて

みます。はい、いいです。

○井本委員 去年、監査をやったときに、車検を結構忘れていたんだよね。その間に結局、事故を起こしたとか。あれで監査委員が車を全部リースにしてやったほうがいいのではないかとという提案をしたのだけれど、そんな話はあるのかな。どうなっているのかな。

○吉村財政課長 昨年、監査のほうから、公用車のリース化について御提案を受けております。それにつきましては、メリット・デメリットもあろうかとは思いますが、今部内で関係部局が集まりまして、それこそ先ほど言いました物品管理調達課を中心に、リース化に向けた検討をやっているところであります。

○井本委員 わかりました。

○松村委員長 ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田村行政改革推進室長 委員会資料の16ページをお開きください。今後の行財政改革の取り組みについて御説明いたします。

1の新たな行財政改革プランの策定に向けた取り組み状況につきましては、これまで庁内のワーキンググループにおいて、課題の整理や素案の検討等を進めますとともに、広く県民の皆様の御意見を伺うため、県民アンケート調査を実施したところでございますが、これらを踏まえまして、新たな行財政改革プラン策定の基本的な考え方について、別紙1のとおり整理しております。

17ページをごらんください。表が横になっていますので、横にして見ていただければと思うのですが。この表の左上の、これまでの取り組みについてですけれど、これまで行財政改革プ

ランの中で職員数の削減を行いますとともに、収支不足の圧縮や県債残高の縮減など、財政改革も着実に推進してきております。

このような中、右上の課題といたしましては、職員数がふえない中で業務量が増加する一方、多様化、高度化する県民ニーズへの対応を求められております。

また、財政的にも社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策など引き続き厳しい財政状況が続くものと考えております。

このようなことを踏まえまして、下の改革の視点等の欄にありますように、今後は限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくため、人材の育成と働き方改革による公務能率の向上が、ますます重要になってくるものと考えております。

このため、現行プランの基本理念として掲げております、県総合計画の基本目標である「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立を継承しながら、改革の視点については、左側の現行の視点を右側の見直し案のとおり再編する方向で検討しております。

中でも、右側の見直し案の3つ目、県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進につきましては、既存の人材やノウハウを最大限活用するための人材づくりや、働き方改革を推進することにより、職員のパフォーマンスを引き上げ、公務能率の向上に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、見直し案の4つ目の、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用につきましては、職員組織がみずから積極的に取り組むべきコストの縮減や税収の確保、資産の有効活用などに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現行プランでは、第4期財政改革推進計画を策定し、財政改革に取り組んでまいりましたが、新たなプランでは、これらの取り組みを今後も不断のものとして継続的に実施していくため、財政健全化指針を策定することとしております。

今後、この基本的な考え方をベースに、新たなプランの素案を策定し、2月議会の当委員会で御報告したいと考えております。

次に、行財政改革に関する県民アンケート調査の結果についてでございます。18ページをお開きください。

県民アンケートは、その1及び2に記載のとおり、9月26日から10月26日までの31日間実施いたしまして、1,718人の方から回答をいただきました。

3の調査結果の概要につきましては、(1)から(5)に記載のとおりであります。この中で(3)の今後重点的に取り組むべき事項として示した項目の中から、複数選択で回答をいただいたところ、最も多かったものが、①の事務処理の廃止、簡素・効率化となり、以下、ワーク・ライフ・バランスに配慮した「働き方改革」の推進、県の危機管理能力の強化、県民ニーズにこたえる県の政策立案機能の強化、効果的・効率的な歳出の実現などが多くなっております。

また、(5)のこれからの行財政改革に求めるものについて、アイデアや意見を自由に書いていただいたところ、記載のとおり、国や市町村との役割分担の見直しや、民間との役割分担や協働、職員の地域とのかかわりの強化、人材育成の充実、行財政改革や県政全般に関する情報発信の工夫などのさまざまな御意見をいただいております。

これらの御意見につきましては、新たなプラ

ン策定の参考にしていきたいと考えております。

また16ページにお戻りください。2の公社等改革指針の見直しについてであります。

公社等改革につきましては、行財政改革プランの取り組みの一つとして、平成27年4月に改訂しました新宮崎県公社等改革指針に基づき取り組んでおりますが、今年度で指針の推進期間が終了いたしますことから、行財政改革プランの策定に合わせまして、指針の見直しを進めております。

見直しにつきましては、まず(1)の対象公社等の選定についてですが、点線の枠内に記載しております現行指針の選定基準に基づきまして、今度は平成30年度を基準としまして、改めて対象となる公社等を選定したいと考えております。

次に、(2)の推進期間につきましては、新たな行財政改革プラン推進期間に合わせた期間を設定したいと考えております。

また、(3)の数値目標につきましては、点線の枠内に記載しておりますが、現行指針の目標数値である対象公社数、県職員の派遣数、県財政支出額の3つの項目について、平成30年度を基準とした新たな数値目標を設定したいと考えております。

今後の行財政改革の取り組みについては、以上であります。

続きまして、20ページをお開きください。「内部統制」制度について御説明いたします。

まず、1の制度導入の背景についてですが、既に、民間の大企業ですとか上場企業に導入されております内部統制制度を、地方公共団体にも導入する必要があるとして、平成28年3月に国の地方制度調査会から答申がありまして、これを受けて、平成29年6月の地方自治法等の一

部を改正する法律により、適正な事務執行を確保する観点から制度の導入を義務づけられ、平成32年4月1日から施行されることとなったものであります。

2の地方公共団体における内部統制制度についてですが、内部統制とは、事務を執行する主体である長みずからが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することとされております。

具体的に都道府県知事には、内部統制に関する方針を策定・公表し、これに基づく必要な体制を整備することと、毎会計年度、内部統制の評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出・公表することが義務づけられております。

隣の21ページをごらんください。上の3の本県における制度導入に向けた取り組みですが、まずは、(1)の「内部統制」に関する方針の策定及び公表については、今年度末をめどに準備を進めることとなりますが、方針の内容につきましては、内部統制の目的や対象事務、取り組みの方向性等を盛り込むことになっております。

(2)の「内部統制」体制の整備につきましては、(1)の方針に基づき、内部統制を推進するための組織の指定や運用体制の整備、リスク対応策の整備を行うこととなりますが、こちらは主に平成31年度の取り組みとなる予定でございます。

(3)の職員の意識醸成については、内部統制の取り組みは業務に組み込まれ、職員によって遂行される業務プロセスであることから、職員に対する周知や理解の促進を図り、全職員が主体的に取り組むという意識の醸成を図っていくことが必要となります。

具体的な取り組みのイメージにつきましては、例えば、監査で指摘されるような事務処理のミスですとかおくれとか、そういったリスクがある場合に、対応策としては、当然作業を単純化したり、複数人でチェックしたり、進行管理を徹底するなど、業務の改善や見直しに取り組むことになっておりますけれども、このように適正な事務の執行のために改善や見直しに取り組む過程が、まさに内部統制のプロセスとなります。

したがって、実際の運営におきましては、既にさまざまな形で執行の取り組みがなされていることから、全く新しい対応策を定めて行うだけでなく、既存の制度を有効に活用、強化しながら、リスクへの対応策を見える化して、組織として取り組むべきものとされております。

最後に、4の、今後のスケジュール案ですが、来年2月に庁内推進組織を設置し、3月中には内部統制に関する方針の策定・公表を行いたいと考えているところです。

説明は、以上でございます。

○横山財産総管理課長 常任委員会資料の22ページをお開きください。宮崎県東京ビルのあり方についてであります。

まず1、東京ビルの概要であります。

宮崎県東京ビルは、東京都の千代田区九段南の県有地に、昭和47年3月に竣工いたしまして、築後46年がたっております。敷地面積は1,427平方メートル余、延べ床面積は5,588平方メートル余で、建物は、ページ中ほどの概要図にありますとおり、東京事務所の職員が入居するA棟と、学生寮、フロンティアオフィスなどが入るB棟の2棟がございます。

右側のページの一番上、2、施設の課題についてであります。

東京ビルは、これまで必要な耐震補強工事等

を行ってきており、当面は問題なく使用できる状態にございますけれども、一方で、1つ目のポツにありますとおり、老朽化が進み、維持管理経費がかさんでおります。また、容積率を最大限に活用していないことから、2つ目のポツのとおり土地をさらに高度利用する余地があります。

さらに、東京の中心の利便性の高い場所に立地していることから、3つ目のポツにありますとおり、立地環境の有効活用について検討する必要があることなどの課題を抱えております。

次に、3、施設の方向性であります。

(1)活用の方向性につきましては、①建物の長寿命化、②再整備(建てかえ)、③売却の3つがあると考えられます。建物の長寿命化の場合、メンテナンスを続けながら現状のまま維持することになりますので、土地の高度利用や立地環境の有効活用ができず、設備の老朽化対策に、今後年間4,000万円程度の改修費用が見込まれるというデメリットがございます。

再整備(建てかえ)の場合は、課題となっております土地の高度利用や立地環境の有効活用を図ることができ、また民間の創意工夫を活用して効率的かつ効果的に質の高いサービスを実現する手法であるPPP手法の活用や、未利用容積の民間活用によりまして、財政負担の軽減が期待できるというメリットがあると考えております。

また、売却の場合は、資産性、利便性にすぐれた県有地と、職員宿舍等の機能を失うというデメリットがございます。

こうしたことから、その下の黒ポツにありますとおり、東京ビルの今後の活用の方向性としては、県ビルが抱える課題解決や財政負担の軽減、将来にわたる高い資産価値の維持、県勢発

展につながる利活用の可能性の観点から、再整備（建てかえ）が最も適当な選択肢ではないかと考えております。

その場合の方向性を（2）再整備（建てかえ）の場合の方向性にお示ししております。まず基本的な考え方として、将来にわたり、本県発展を支える機能の確保、高い資産価値を生かした整備手法の導入と敷地の有効活用が必要であると考えております。

これに基づき、想定される機能として、県民や県内企業、本県出身者やゆかりの方々、県としての利用のほか、本県PRのための活用などの視点で候補を選定していきたいと考えております。

③整備手法につきましては、官民連携事業として、PFI手法や定期借地権方式などのいわゆるPPP手法による整備を行っていききたいと考えております。

最後に、（3）今後の進め方であります。宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、平成32年度、2020年度までに策定予定であります行政系施設の個別計画におきまして、東京ビルの維持、建てかえなどの方向性を明示したいと考えております。それまでに、必要な機能、規模や規格、整備手法、整備スケジュールなどについて、官民対話を含めた検討を行いまして、基本的な方針を定めていく予定としております。

報告は以上であります。

○日高市町村課長 引き続き、常任委員会資料の24ページをお願いしたいと思います。

これは、議案第4号の宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、土地改良法の改正に伴うものでありまして、環境農林水産常任委員会に付託されております。

ここでは全体の概要について御説明をさせていただきます。

まず、1の改正の理由であります。本条例は、知事の権限に属する事務について、市町村へ移譲する事務を定めるものでありまして、今回の改正は、2にありますとおり、土地改良法の改正に伴い、条例の別表において引用する関係規定を改正するものであります。

内容的には、既に移譲済みの事務について、規定する法律の条ずれ、項ずれが生じたことの反映のみでありまして、今回の改正に伴う移譲事務数の増減はありません。

なお、施行期日は、改正法が施行される平成31年4月1日としております。

下のほうの欄には、平成18年度からの移譲事務数の推移と、次の25ページに、市町村別の移譲事務数等を参考として記載いたしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 東京ビルの再整備は私は賛成であります。やはり場所もいいし——我々もかつて、あそこは宿泊に利用してた時代もあったのですが、あそこは空間が多いし、本当にもったいない施設でもある。老朽化しておるといふことであれば、早目にこれを前に進めたほうがいいのではないかなと思っておりますが、今の動きとしては、このような順序でいかれるわけですか。

○横山財産総合管理課長 資料の23ページ、「今後の進め方」に書いてございますとおり、2020年度までに策定予定の個別施設計画において方向性を明示して、それまでに具体的、基本的な

方向性を定めていくというふうに考えております。

○緒嶋委員 このスケジュールで前に進むという事は、もう方向性としては決まっておるわけですか。

○横山財産総合管理課長 東京ビルの方向性——その時点で、建てかえにするのか、現状維持とするのかを明示するということですが、今のところ、我々としては、この再整備、建てかえが最もいいのではないかとというふうに考えているところでございます。ただ、正式には、この個別施設計画で明示をしたいと思っております。

○右松委員 関連です。私も、緒嶋委員と同じく、再整備、建てかえに賛成の立場であります。JR市ヶ谷駅から何度か行ったことがありますけれど、徒歩5分ぐらいで、かなり立地条件がいいですね、場所的に、交通の便もいいです。そして、私に寄せられた一県民の声の中に、仮に建てかえということになれば、やはり時代の流れに合った施設、例えば、こちらに書いていますけれど、ここは男子のみの寮なんですよね。やっぱり私が保護者から御意見をいただいたのは、できれば女子も入れるような施設であるといいなというふうなことを言われました。プライベートな部分、セキュリティの部分とか、いろいろ対応しなければならぬところがあるかと思いますが、広く県民への利用価値を高めていくには、やはりそういった時代の流れに適合したようなところも必要なのかなと思いますので、今後、まだまだ先の話になりますが、さまざまな意見を寄せながら考えてもらうといいのかなと思っております。

○井本委員 未利用容積と書いてあるけれど、

どのくらいあるの。

○横山財産総合管理課長 22ページの1の(8)のところに、建蔽率80%、容積率500%と書いてございます。現在の容積率が391%でございますので約109%、面積にしますと千何百平米かだったと思います、済みません。109%の未利用容積がでございます。

○井本委員 わかりました。

○武田委員 私も関連で。再整備はいいと思うのですが、単純に更地にして市場価格で売った場合は幾らになるのですか。

○横山財産総合管理課長 平成29年に不動産鑑定を行ったところ、土地・建物を含めてですが、56億8,000万円の価値があるというふうに鑑定をいただいております。

○武田委員 これ更地になると、まだ高くなる可能性がありますよね。

○横山財産総合管理課長 更地にするための取り崩し費用などを差し引かないといけないので、そこはわかりませんが、土地と建物で56億8,000万というふうに鑑定をいただいております。

○武田委員 わかりました。ありがとうございます。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○緒嶋委員 それと内部統制はやっぱり早く。今度の県土整備部のようなことも、この内部統制がうまくいっておればなかったのではないかと思うのですよね。あれも本当、ずさんな事務処理であったわけであるので。これはもうできるだけ早くこの内部統制制度に持っていくべきだと思うのですけれども、このスケジュールどおり進むということでもいいわけですかね。

○田村行政改革推進室長 こちらのほうにスケジュールを挙げております。既にワーキンググループを設置して、庁内検討会議を設置して作

業を進めているところでございます。

まず方針を策定して、平成32年度からの施行に向けて準備をしていくことが大切かなと思っております。

ただ、民間での導入の状況を踏まえますと、過度にやり過ぎても、なかなか、やはり取り組みとその費用対効果のバランスも大事だというふうな御指摘等を受けておりますので、ただしっかりと有効、実効性のある取り組みにしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 いずれにしても、組織であるので、職員がこのことを十分理解しながらやらないと、どうにもならないわけであるので、そこ辺が問題だと思うわけですがね。

○田村行政改革推進室長 委員御指摘のとおり、21ページの(3)の中で、職員の意識醸成と書いてございます。やはり委員のおっしゃるとおり、職員一人一人がみずからのこととして取り組まないと、この内部統制は有効に機能しないわけで、それに向けて私どももしっかり、全ての職員が主体的に取り組むような仕組みをつくっていきたいと考えております。

○蓬原委員 内部統制については、一番しっかりした組織だったんじゃないかと思うのだけれど、これを法律で縛らないといけないぐらい内部統制ができていなかったのかなという。逆説的にはそういうことになるのですよね。この前の管理課のことがあったけれど、今お話しのように、できてなかったのですよね。その辺の感想はどうなのですか。民間に比べても、一番しっかりした組織だと思うのだけれど。

○田村行政改革推進室長 内部統制の取り組みは、民間から公務に入ってきたんですけれど、もともと平成21年に、不適正な事務処理が各都道府県で行われていたと。いろんなしっかりし

た仕組みも形骸化して、そういうのがうまく機能していなかったという部分を踏まえて、その後、国のほうの研究会とかでも、導入について順次検討してきたところなんですけど、公務のほうは、しっかりやっているという意識があつて。それは法律で義務づけないとなかなか進まないということで、地方自治法の改正で、法律に義務づけられて今回導入という流れになったところでございます。

○蓬原委員 まあ何とも申しようがないんですけどもね。組織論というか、組織というのは一種の縦社会で、そこに命令権があり、それを守る義務があるものだろうと思うのだけれど、改めて、内部統制とは何なんだって。何をやるうとしているのだろうかと思って見ていましたけれど。何とも言いようがないな。それが現実だったのかな。お疲れさまです。ひとつ頑張ってください。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○井本委員 行財政改革で、日本が一番、世界でも公務員が少ないんだね。それなのに減らせ減らせという大合唱がね。国民が減らせ減らせというのは、何でそうなのだろうというふうにな。どんなふうに分析していますか。

○田村行政改革推進室長 定員管理ということで、全国的な流れとして、ちょうど平成17年ごろから、スリムな行政体制を構築して効率的な公務執行を行う流れの中で、定員削減をやってきたのですけれど、現在のところは、もうかなり業務を執行する中で、これ以上の定員・定数削減は非常に厳しいのではないかとということで、前回、今の行財政改革プランのときから、定員管理については、知事部局等で3,800前後で、特に削減目標を定めず現状を維持する中で、いかに人員をやりくりしていくのか、さらに職員一

人一人のパフォーマンスを上げて、その中でやっていくのかというところで、今取り組みを進めているところでございます。

我々としても、ただ今後、国体とか大きなイベント等があったときに、どうしてもかなり職員ですとか財政的な面ですとか、いろんな需要が高まってくると思われます。そういったときに、いかに対応するのかというような点を含めて、今後の行財政改革プランのつくり方を考えていきたいと思っております。

○井本委員 物の本によると、英策さんなんかはね、とにかく国民と国民が分断されておるといふ考え方をしていますよ。我々政治家も嫉妬の対象なんですね。できるだけ減らせ減らせ、給料も減らせ減らせと、本当に国民が結局分断されておるといふ。生活保護者のあんな貧しい人たちに対して、今度は中間層が、あんなにやっておかしいじゃないかと言い出すし、若い人たちが年寄りの年金に対しても、また言うしね。ともかくある意味ね、本当に嫉妬というか、そういうものが蔓延している世界になってしまっておるといふことですよ。

それはなぜなのか、じゃあどうしたらいいのかわを真剣に考えないと。やっぱり基本的に、行政、政治は、信頼されていないのだね。だから、本当は国民に聞いたら、やっぱり北欧のような、ああいう福祉社会が望ましいと。福祉社会といったら、税金を取らないといかん、要るわけですから。税金を取ると言ったら、いや税金は嫌だと、まずはあんたたちが行政・財政改革をやりなさいと来るわけですよ。

本当に彼らが望んでいることに、答えられない今の政治に対して不信感がどうもあるみたいで、私も政治家の端くれとしてね、本当、申しわけないのだけれども。やっぱり国民から信頼

される政治をやらないといかん。それと、貧富の差がある、中間層がだんだん少なくなっている、この辺がやっぱり一番大きな問題ではないのでしょうかね。ジニ係数もだんだん高くなって、アメリカに次いで高くなっているわけでしょう。本当はね、普通は、嫉妬心はどこにでもあるのでですよ。ところが、それがますます大きくなっている、そんな今の世の中だみたいなのが、あの本にも書いてありますよ。その辺に原因があるのかもしれないなど、私は思っている。私の勝手な思いですが。

○右松委員 今、井本委員が大局的なお話をされた中で、18ページの県民アンケートというのは率直な声だと思ふのですよね。それで、やはり取り組みについて余り知らない、全く知らないが7割近く、68.2%ということは、県の取り組みをやっていく中で、少し残念な数字だと思ふのです。

それで、この中身を見ていくと、例えば、県職員に求められる能力・資質では、耳の痛いところもあるわけですが、それを議会が担うところもあれば、あるいは知事なり首長が担うところもあり、大きなメッセージを発することもやっぱり必要だと思ふのですよ。

そういった中で、私が申し上げたいのは、例えば事務処理の簡素化、効率化であります、ワーク・ライフ・バランスについてとか、本県が取り組んでいるそういった取り組みを、できれば広報に力を入れる必要もあると思っております。

私は、自治会の副会長をしていますから、毎月毎月、回覧の仕分けをやっていっているのですよね。市の広報も当然入ってきて、県は2カ月に1回、広報が入ってきます。そういった自治会の加入率は、私のところは50%を切るような状況であ

りますが、やはり県の広報紙をもっと活用して、わかりやすく、県がこれだけ取り組んできたということを、しっかりPRしていくところが必要だと思っています。

それが1点と、もう一つ、私は各地区で報告会をやっているのですが、1時間という報告会の中では、事業施策、あるいは政策的な課題、こういったところの話をどうしても出してしまうのです。その中で、私は県の取り組みについて、こういったワーク・ライフ・バランスなり、あるいは事務処理の簡素化にしても、何かペーパーでもつくっていただくと、それを個人的に報告会では活用したりできますので、県の取り組みについてPRもできます。ですから、そういった県の広報紙をうまく使うこと、そして、我々をうまく使ってもらうこと、そういった中でのPRの仕方も含めて、お考えを聞かせてもらいたいと思っています。

○田村行政改革推進室長 県の広報、情報発信を工夫してほしいと、今委員がおっしゃったのは18ページ一番下から4行目ですね。インターネットを使うことが少ない高齢者などにも配慮し、情報発信を工夫してほしいということがございますけれど、今委員がおっしゃったように、県の広報紙については、自治会を通じて配布しておりますので、割と、どちらかというと高齢者を中心によく読んでいただいているのではないかなと思っています。

ただ、一方で、若い方々には、なかなか広報紙というのは届いていかない面もございますので、例えばコンビニですとか市町村の窓口に置いたりとか、そのような形で、できるだけ目に触れるような形にしたりですとか、あと県のホームページに掲載したりですとか、いろんな活用しております。

また、今委員がおっしゃったように、いかにやっぱり県がやっていることを知っていただくかは大事ですので、今県の広報としては、広報紙、あと週2回の新聞広告、さらにテレビ番組等、いろんなメディアをミックスして広報に努めております。

さらに、各課の所属の事業としては、いろんなところでのイベントですね、例えばイオンモールとかでイベントをやっているものもございます。そういった機会を通じて、少しでも多くの方に県の業務を知っていただきたいということです。

当然、この中で、行財政改革の取り組みを知っていただきたいと思っているのですけれど、今回の県民アンケートも、実はいろんな形で広報に取り組んでおりまして、実際、前回の4年前よりもかなり回答者はふえているところでございます。

また、先ほど委員からございましたように、働き方改革のPRということで、実は県のほうにも働き方改革について話をしてくれという相談とかが何件かございまして、そのときには積極的にこちらからも出向いて行って、県の取り組み等をアピールしているところでございます。

○右松委員 わかりました。その見せ方というか、広報のあり方は、やっぱりうまくやっていると、せっかくいい取り組みをしている中で、いかに県民にわかりやすく見える化していくかは、それこそそういった広報マンと言いましょうか、プロ的な広報紙のつくり方も含めて、うまくそれをPRしていくことが大事だと思いますので、しっかりと県民に見える形で、見せ方を少し考えてもらいたいかなと思います。

○緒嶋委員 この行財政改革のアンケートなんかは、県の職員には何か伝達する方法はあるの

ですか。これはもう県職員に求められる能力とか資質と書いてあるけれど、アンケートでも、県民はこういうのを期待しておるんだというのが、やっぱり職員にもわからないと、我々だけわかってはどうにもならないから。職員に対するそういう配慮はどうされておるのか。アンケートなんかの結果。

○田村行政改革推進室長 県職員につきましては、この県民アンケート調査の結果を、実は先日、各部の連絡調整課を通じて、お知らせしております。

ただ、あわせて、実は県職員に対してもアンケート調査を行っておりまして、みずから考える行財政改革の取り組みですとか、そういったものを通じて、職員一人一人の意識をやはり高めていこうというような取り組みも、あわせて行っているところでございます。

○緒嶋委員 県職員アンケートの結果を私たちにも教えてもらいたい。

○田村行政改革推進室長 県民アンケートと県職員アンケート、同時に行っておりまして、今、県職員アンケートについては、集計中なのですが。ただ、寄せられた声を見ますと、実は昨年の働き方改革で県職員アンケートを行ったのですが、それと近い結果が出てきております。例えば、県の行財政改革で、特に重要なことは何かといったときに、やはり一番最初は、事務手続の簡素合理化であるとか、職員の意識改革であるとかが出てきておりまして、県職員もこういう働き方改革ですとか行財政改革の取り組みを知ることで、そういうふうになんか意識を高めていただければと考えているところでございます。

○緒嶋委員 そういうのを我々にも見せてもらおうと、職員の立場ではこういうことを考えてお

られるなど勉強になるわけですよね。職員の皆さん、頑張っておられる人たちが、どういう考えをしておられるのかと。それがお互いに相乗効果がまた出てくるのだらうと思うのですがね。それは我々に見せたくないわけですかね。

○田村行政改革推進室長 今、集計中でございますので、また御説明したいと思っております。

○前屋敷委員 私も行財政改革で。これまでも、行財政改革というと筆頭に上がってきたのが、この職員定数の削減ですよね。もう今限界ではないかという話もありましたが。もう目標値をほぼクリアしている——特に知事部局では1割を超して削減がされているということで、毎年の決算の監査の指摘事項でも、いろんな事務的なミスだとか、事務手続のおくれたとか、その辺が指摘されて、その要因は、やはり人員不足にあるということが、毎年毎年指摘されてきたのですよね。ですから、その辺はしっかり受けとめて、減らすだけではなくて、適正な定員管理とありますけれど、必要な定員数は確保しないと、その辺の改善にはならないと思うのです。

人は城という言葉が言われますけれど、本当に大事なことだと思います。特にやはり公務員は公僕として県民に奉仕をする役割があるわけですから、職員の皆さん方にそういった責任と誇りが持てるような指導も含めて行いながら、どう県民のための仕事ができるかという観点で人材を確保することがなければならないと思います。

それと、公務員という仕事は、就職をする方にとっても、やっぱり期待の部署なんですよね。どんどんどんどん減らして行って、新規採用を減らしていくことになっては——なかなか公務員のなり手もないのかもしれないのですけれ

ど、魅力ある公務員として、その辺の位置づけもしっかりしていかないといけないのではないかなと思いますので、これ以上の定員削減にはならないように、逆に必要などころにはしっかりと人員も手当をしていくようなことで、やっぱり県政が県民のために発展していくという方向も見定めていただきたいなと思っています。要望です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○横山財産総合管理課長 先ほど、井本委員の御質問で、未利用容積はどれぐらいかということで109%と申し上げました。面積に換算いたしますと、約1,500平方メートルでございます。したがって、現在の延べ床面積5,500平方メートルと合わせて、大体7,000平方メートルぐらいまで拡大できます。補足させていただきます。

○松村委員長 それでは、質疑がないようですので、その他報告事項については終わります。

次に、請願の審査に移ります。請願第28号について、執行部からの説明はありますか。

○棧税務課長 私どもからの説明は、特にございません。

○松村委員長 それでは、委員からの質疑はありませんか。

○前屋敷委員 来年の10月から10%に引き上がるという状況にあって、こういう引き上げてほしくないという請願が上がったのですけれど。これまで議会の中でも質問いたしました。8%から10%に引き上がることで、財政のほうからは県として約50億円の増収になるという話をいただいております。

その分は、結果的には、県民の皆さんに負担していただいて、県の税収につながるということだと思うのですけれど、その辺の受けとめはどうかをちょっと聞かせていただきたい。

○棧税務課長 そうですね。結局、皆様が消費したのに対して税がかかりますので、いろいろ計算方法はありますが、県民の皆様方に負担していただいたものが県の税収になってくるといのは、基本的な考え方としては間違いはないと思います。

○前屋敷委員 それと、軽減税率の点なのですが、今聞いている段階では、非常に10%、8%の線引きとか仕分けが複雑ですね。その辺がスムーズに流れるというふうにお考えかどうかを県の立場で。難しいでしょうか。

○棧税務課長 いろいろ報道等で、いろんな場合についてはどうするのかとかいうことの疑問があったりとかで、御心配の向きがあると思うのですが、これも御承知かと思っておりますけれども、国税庁のほうで消費税の軽減税率制度に関するQアンドAを出しております、それが随時更新されております。国・県含めて、その制度全体のあり方と、この場合にはこうするんだということの周知、広報に努めていながら、できるだけ混乱のないように努めていくのが、私どもの仕事かなと思っております。

○前屋敷委員 インボイス制度が導入されるということで、すぐ始まるわけではなさそうなのですが、これによって、かなり中小業者の皆さん方に影響が出てくると、商いから撤退せざるを得ないような業者の方も出るのではないかと話になっているのですが、その辺の見通しは、どの程度と考えておられるのか。影響が出ることは確かだと思うのですけれど。

○棧税務課長 おっしゃいますとおり、そもそもインボイス制度が、適格請求書保存というやり方でございます。消費税を申告する際に、既に自分が払った消費税については控除して申告納税する仕組みになっております。例えば、108

円の売り上げがあつて、8円が消費税なのですが、それを50円で仕入れたら、もう既に54円ですから4円分は控除して、4円分だけを申告納税する制度になっております。その消費税の仕組みで、4円の控除をするためには、今後、インボイス制度が始まりますと、適格請求書というものがなくなってまいります。それがないと控除ができない仕組みになってきます。

その適格請求書を発行するためには、税務署へ届け出て課税業者になる必要がございます。そういう仕組みがありまして、免税業者の方については、適格請求書が発行できなくなってしまうので、それでその取引から排除されていくのではないかという懸念が、今あるところでございます。

済みません、影響につきましては、どの程度になるのかは、全く私どもは見通しを持っておりません。あとはだから事業者の皆様方が、どれだけそれに対応していただけるかということになろうかと思ひます。これは、商工のほうを中心に、いろいろレジ補助金ですとか、いろいろな支援策を講じることはなっておりますので、そのあたりの適用状況とか進捗状況とかも含めてみないとわからないのが、今のお答えでございます。

できるだけ皆様方が、その適格請求書を発行できるような体制にさせていただける取り組みをしていきたいと思つておるところでございます。

○前屋敷委員 さまざまな条件が加わつての今度の増税になろうとしているのですけれど、業者の皆さんにとつても——消費者にとつても大変ですが、やはり納税業者でなければだめだというようなことがあつたりして、実際、そういう取引から外される可能性が出てくるのだからと思つておるところです。経済界の中ではかな

りの混乱が生じるのではないかなと懸念するところです。ありがとうございました。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 最後に、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時38分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○福嶋会計管理者 会計管理局でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、座つて説明させていただきます。

議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」につきまして、会計管理局分を御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料(議案第22号)の249ページをお開きください。

会計管理局の補正額は、上から2段目、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、219万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、その右2つ目の欄になりますが、5億8,813万6,000円となります。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正でありまして、

その内容につきましては、給料等の月例給が0.15%の引き上げと、特別給である勤勉手当の支給月数が0.05月の引き上げであります。

それでは、次に、各課別の内訳について御説明いたします。

まず、会計課であります。253ページをお開きください。

一番下の段の(事項)職員費の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、170万7,000円の増額をお願いしております。この結果、会計課全体の補正後の予算額は、251ページにお戻りいただき、右から3列目、上から2段目の欄になります。4億6,680万6,000円となります。

続きまして、物品管理調達課の補正予算について御説明いたします。

257ページをお開きください。

物品管理調達課は、一番下の段の(事項)職員費の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、49万円の増額をお願いしております。この結果、物品管理調達課全体の補正後の予算額は、255ページにお戻りいただき、右から3列目、上から2段目の欄になります。1億2,133万円となります。

会計管理局の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく御願いたします。

○原田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成30年度11月補正予算につきまして御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の281ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で63万7,000円の増額をお願いいたします。この結果、補正後の予算総額は1億4,493万2,000円となります。

次に、補正の内容について御説明いたします。

285ページをお開きください。

職員費の63万7,000円の増額補正であります。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う増額補正であります。

給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど御願いたします。

○和田監査第一課長 本日、監査事務局長の郡司が忌引のために欠席をさせていただいておりますので、私のほうで平成30年度11月補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料(議案第22号)の監査事務局のインデックスのあります、275ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますけれども、総額で76万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は2億1,035万4,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

279ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)委員報酬11万7,000円の増額補正でございます。これは、国の特別職の給与改定の状況等を踏まえた常勤監査委員の期末手当0.05月分の引き上げによるものでございます。

次に、下の欄、(事項)職員費64万6,000円の増額補正でございます。これは、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定に伴うものでございます。

給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○片寄議会事務局長 議会事務局の平成30年度11月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。

補正額の欄でございますが、304万7,000円の増額をお願いしており、この結果、補正後の予算額は11億2,972万4,000円となります。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえた県議会議員の期末手当の引き上げと、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う事務局職員の人件費の補正であります。

補正予算の内訳について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)議員報酬でございますが、これは、県議会議員の期末手当を0.05月分引き上げることによる175万円の増額であります。

また、その下の(事項)職員費でございますが、これは、事務局職員の給与改定に伴う129万7,000円の増額でありまして、内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

○緒嶋委員 会計管理局ですけど、県有車両が物損事故を起こした場合の車両の修理費が今度の予算等でありますよね。民間というか、相手の車は保険がきくけれども、自分の車は自分で修理しなければならないというのがかなりあると思うけれども、その金額がどのくらいか、わかっておるのですか。

○川上物品管理調達課長 県有車両の損害額についてですけれども、今回議会に損害賠償額を定めたことについての報告がなされておりますが、このうち1件が知事部局の分でございますが、総務課から報告があったかと思っておりますけれども、この車両についての県有車両の損害額はありませんでした。

○緒嶋委員 いや、県全体の分よ。ほかの部署での物損事故があるだろう、その全体はどれだけかと聞いている。

○川上物品管理調達課長 申しわけございません。少々お待ちください。

○緒嶋委員 ないところの説明は要らん。

○川上物品管理調達課長 済みません。今回の報告分で申し上げますと、警察本部が6件ございます。6件分の県有車両の損害額は33万9,994円でございます。

○緒嶋委員 それは警察本部だけで、ほかの車両はなかったということですか。

○川上物品管理調達課長 今、申し上げました数字は、今回の報告で上げております警察本部の県有車両6台分です。

○松村委員長 これに、警察が6台とは書いてないけれども。

○緒嶋委員 これは、全部県警の車が事故を起こしたということですか。

○川上物品管理調達課長 ただいま申し上げましたのは、今回の報告書で上げさせていただいております、警察本部6件分の県有車両の損害額です。

○緒嶋委員 それ以外の県有車両の事故はなかったということ。

○川上物品管理調達課長 申しわけございません。29年度の数字は、先ほど申し上げた数字とちょっと違うのですけれども、県有車両の自損

事故で申し上げますと349万1,000円でございます。

○緒嶋委員 それは、30年度ではなくて29年度全体の物損事故の経費ということですね。

○川上物品管理調達課長 今、申し上げました349万1,000円は、29年度の自損事故の損害額でございます。相手のある事故の場合、公用車の損害額が、別に92万7,000円でございます。

○緒嶋委員 もう、いいです。

○松村委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって、会計管理局、人事委員会、監査事務局、県議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日、29日に行いたいと思います。開会時刻は13時15分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

午後4時4分散会

平成30年11月29日(木曜日)

午後1時52分再開

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	田口	雄二
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		井本	英雄
委員		右松	隆央
委員		前屋敷	恵美
委員		武田	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	弓削	知宏
総務課	主事	浜砂	貴裕

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見はありますか。

○前屋敷委員 反対の議案がありますので、個別にお願いしたいと思います。

○松村委員長 わかりました。

暫時休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決は個別採決により行います。

まず、議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手多数。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、議案第16号、議案第22号及び議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第16号、議案第22号及び議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○松村委員長 挙手多数。よって、議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時54分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第28号についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

○前屋敷委員 採択をお願いします。

○松村委員長 ただいま採択という御意見がありましたので、お諮りいたします。採決によって進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松村委員長 それでは、お諮りします。請願第28号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松村委員長 賛成少数。よって、請願第28号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることいたします。

次に、閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思います。

1月24日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見・御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特にないということで、1月24日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたしま

す。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時57分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 松 村 悟 郎